

議事日程 令和4年3月11日 午前9時開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 付託議案の審査について

議案第 2号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第8号)について(所管部分)

議案第 6号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第 7号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第 8号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算(第2号)について

議案第 9号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 木曾岬町押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第12号 木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 木曾岬町自主運行バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について(所管部分)

議案第20号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について

議案第21号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第22号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算について

議案第23号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について

議案第24号 木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席委員（6名）

委員長	三輪一雅君	副委員長	古村護君
	後藤紀子君		加藤真人君
	伊藤守君		伊藤好博君

欠席委員（0名）

委員外出席議員（1名）

議長 服部 英二夫 君

議場出席説明者

町長	加藤隆君	副町長	森清秀君
会計管理者	山田克己君	総務政策課長	小島裕紹君
総務政策副参事	中山重徳君	住民課長	伊藤正典君
建設課長	黒田良人君	産業課長	多賀達人君
税務課長	藤井光利君	危機管理課長	伊藤雅人君
総務政策課長補佐	武田みゆき君	産業課長補佐	村上強君
建設課長補佐	中里満博君		

事務局出席職員

書記 事務局長 平松孝浩 議会事務局 渡辺千智

=====

午前 9時 0分開会

○委員長（三輪一雅君） 皆様、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集させていただきましたところ、委員の皆様には、何かと御多用の中、御出席を賜りありがとうございます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様にも御出席いただき誠にありがとうございます。

なお、伊藤守委員さんにおかれましては、所用で遅刻するとの連絡を受けておりますので、御報告させていただきます。

本日の総務建設常任委員会は、令和4年第1回定例会で付託されました16議案を審査する重要な委員会でございます。議案審査には慎重審査をいただきますとともに、委員会運営に当たりまして、皆様の御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日の委員会の出席委員数は5名です。よって、委員会条例第14条の規定により、定足数に達しておりますので、総務建設常任委員会を開会いたします。

次に、本日の書記の指名を行います。

委員会条例第27条の規定により書記には平松議会事務局長を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認めます。よって、書記には平松議会事務局長を指名します。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は既にお手元に配付させていただきましたとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○委員長（三輪一雅君） 日程第1、会議録署名委員の指名についてを行います。

本日の会議録署名委員は、伊藤好博委員、後藤紀子委員の御兩名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認めます。よって、伊藤好博委員、後藤紀子委員の御兩名の方、よろしくお願いいたします。

本日の議案審査に入ります。

初めに、加藤町長より議事日程の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

天気予報によれば今日は4月の陽気になるというようなことで、一気に春がやってくるなど、そんな感じがいたしますけれども、今日3月11日は東日本大震災の発生した日でございます。11年前の今日は雪が舞う大変寒い日だったと記憶しております。そうした中で、今日、被災地の各地では追悼の催しが行われると思います。私どもも発生の時刻2時46分にはサイレンが吹鳴されますので、皆さん方と御一緒に犠牲者の皆さん方の御冥福をお祈りさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日、木曾岬町議会の総務建設常任委員会を招集、開会をいただきましたところ、委員の皆さん方、そして、また、議長さん、早朝から御出席いただき誠にありがとうございます。今期定例会、令和4年第1回の木曾岬町議会定例会を去る3月1日に招集させていただき、開会初日には、執行部提出の24議案のうち初日に同意をいただきました人事案件を除く他の23議案につきましては、それぞれ両常任委員会に委員会付託をいただきました。去る8日に教育民生常任委員会、開催をいただき、御審議を賜ったところでございます。本日の総務建設常任委員会には、そのうちの16議案を委員会付託いただきました。その議案につきましては、議事日程にございますように、議案第2号につきましては令和3年度町一般会計補正予算（第8号）の所管部分についてから、第6号につきましては農業集落排水事業特別会計、第7号につきましては公共下水道事業特別会計、第8号につきましては水道事業会計のそれぞれ令和3年度の補正予算についての案件が4議案、それから、議案第9号につきましては町職員の給与に関する条例、第10号につきましては町長等の給与並びに旅費に関する条例、第11号につきましては押印等の見直しに伴う関係条例、それから、第12号につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減免について、それから、第13号につきましては、町の自主運行バスの運行及び管理に関する条

例、第14号につきましては個人情報保護条例、それぞれの条例制定に関する議案6件でございます。それから、続いて、議案第16号につきましては令和4年度の町一般会計予算の所管部門、それから、第20号につきましては、同じく、土地取得特別会計、第21号につきましては、同じく、農業集落排水事業特別会計、第22号につきましては公共下水道事業特別会計、第23号につきましては、同じく、水道事業会計のそれぞれの令和4年度の各会計の予算案件が5件でございます。それに続いて、議案第24号につきましては、町の職員の育児休業等に関する条例の条例制定についての案件が1件、合わせて16議案を提出させていただき、委員会で御審議を願おうとするものでございます。いずれの案件につきましても重要な案件ばかりでございます。また、後ほどそれぞれの担当から詳細に説明させていただきますので、十分なお聞き取りの上、慎重審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます、議事日程の説明と御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いたします。

2時46分には、委員長さん、お時間を取っていただいて、皆さん方と黙禱させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○委員長（三輪一雅君） ありがとうございます。

加藤町長の議事日程の説明が終わりました。

それでは、お手元の日程に従い会議を進めさせていただきます。

日程第2 付託議案の審査について

○委員長（三輪一雅君） 日程第2、付託議案の審査についてを議題とします。

委員会に付託されました議案は、議案第2号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第8号）について（所管部分）、議案第6号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第7号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第8号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第9号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、木曾岬町押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第12号、木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、木曾岬町自主運行バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について（所管部分）、議案第20号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について、議案第21号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第22号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算について、議案第23号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算に

ついて、議案第24号、木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての16議案であります。

ここでお諮りいたします。

付託議案の審査方法につきましては、先に1件ごとに全議案を審査することとし、その後、討論、採決についても1件ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第2号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第8号）について（所管分）を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第2号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第8号）でございます。

令和3年度三重県桑名郡木曾岬町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、既決予算額に歳入歳出それぞれ7,600万円を追加いたしまして、予算の総額を33億7,300万円とするものでございます。

第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めるということを規定しているものでございます。

第2条では、繰越明許費の変更を、第2表、繰越明許費に定めることを規定し、続く第3条では、地方債の変更を、第3表、地方債補正に定めるというものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正でございます。

この補正予算の区分ごとの金額につきましては、2ページから歳入でございます。歳入では、1款町税から21款町債までの15の款とこれらに付随する23の項において、また、5ページ以降に記載があります歳出では、1款の議会費から11款予備費までの11の款と付随する28の項においてそれぞれ所要の補正をお願いするものでございます。その総額は既決予算額に7,600万円を追加いたしまして、補正後の予算額を33億7,300万円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございます。

事業費を次年度に繰り越して実施しようとする予算でございます。2款総務費の社会保障・税番号制度システム整備事業の273万2,000円から、末尾、7款の土木費、

町道道路改良事業の6, 110万円まで、記載の6事業を次年度に繰り越すというものを記載しているものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

公共事業等債の借入れの限度額を事業費の精査に伴いまして4, 250万円から4, 040万円に変更し、また、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債では、国の補正予算確定に伴いまして、道路事業及び湛水防除事業の事業費分として新たに3, 100万円を借り入れるものでございます。

続く、臨時財政対策債では、地方の財源不足を解消することを目的に発行可能額が増額となったことから、借入れ限度額を9, 000万円から1億7, 046万9, 000円に変更いたしまして、また、一般単独事業債では、土地改良施設緊急しゅんせつ事業の事業費精査に伴いまして、借入れ限度額を2, 890万円から2, 860万円にそれぞれ変更するものでございます。なお、それぞれの起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、補正予算に関する説明書によりまして、予算の内容について説明を申し上げます。

9ページの総括のほうは割愛をさせていただきまして、10ページから、各所管課長より説明させていただきます。

○**税務課長（藤井光利君）** それでは、10ページを御覧ください。

1款1項2目法人につきましては、予算額4, 785万円に1, 140万円を増額し、5, 925万円とするものでございます。この主な要因につきましては、現年課税分の法人割において、今年度の徴収実績に基づき収入の増を見込むものであります。

続きまして、4項1目市町村たばこ税につきましては、予算額3, 060万円を230万円減額し、2, 830万円とするものでございます。この主な要因は、たばこの売上げが当初の推計値より減少する見込みとなったことによる精査であります。

続きまして、6項1目入湯税につきましては、予算額150万円を40万円増額し、190万円とするものでございます。この主な要因は、今年度上半期の徴収実績に基づく精算見込みによる精査でございます。

以上でございます。

○**総務政策課長（小島裕紹君）** 2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税は、291万7, 000円を減額いたしまして、608万3, 000円とするものでございます。収入見込みによりまして減額をするものでございます。

続く、2項1目自動車重量譲与税は、663万5, 000円を減額いたしまして、1, 936万5, 000円とするものでございます。同じく、収入見込みにより減額をするものでございます。

3款利子割交付金、1項1目利子割交付金は、34万8, 000円を減額いたしまして、

49万2,000円とするものでございます。こちらも収入見込みにより減額をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目配当割交付金、287万1,000円を減額いたしまして、132万9,000円とするものでございます。収入見込みにより減額をするものでございます。

6款1項1目法人事業税交付金、1,870万4,000円を増額いたしまして、2,850万4,000円とするものでございます。令和2年度の交付率が3.4%だったのに対しまして、令和3年度の交付率が7.7%に変更になったことに伴いまして増額とするものでございます。

8款1項1目環境性能割交付金は、265万円を減額いたしまして、265万円とするものでございます。収入見込みにより減額をするものでございます。

9款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金は、179万1,000円を増額いたしまして、479万1,000円とするものでございます。減収補てん特例交付金の交付額の決定によりまして、増額とするものでございます。

10款1項1目地方交付税、7,142万3,000円を増額いたしまして、11億251万6,000円とするものでございます。地方の財源不足を解消することを目的に、交付税の算定費目に新たに緊急経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費が新設されたことに伴いまして、交付額が増額となったものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

13款1項6目総務使用料でございます。64万2,000円を減額いたしまして、1,564万1,000円とするものでございます。1節の庁舎使用料では、6,000円を減額するもので、ふるさと創生ホールの使用実績に合わせて減額するものでございます。

ページ、おめくりいただきまして、3節の行政財産目的外使用料では、6万4,000円を増額するもので、収入見込みにより増額するものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） ページ、戻っていただきまして、14、15ページをお願いいたします。

総務使用料の2節自主運行バス使用料では、実績を踏まえた最終見込みを推計し、70万円を減額するものでございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） ページ、おめくりをいただきまして、2項手数料、1目総務手数料では、32万5,000円を減額するものでございます。戸籍、住民票、印鑑の各種証明見込みにより減額をするものでございます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） 4目農林水産業手数料、9,000円を減額し、5,000

円とするものでございます。農業従事者証明等の証明手数料を精査し、減額のほうをさせていただきますものでございます。

以上です。

○建設課長（黒田良人君） ページ、おめくりいただきまして、18ページをお願いいたします。

14款2項5目土木費国庫補助金でございます。1,935万円を増額し、補正後4,833万5,000円とするものでございます。国の補正予算でございます国土強靱化5か年加速化対策における特別措置といたしまして、道路事業で2,100万円を増額するものでございます。また、一方、木造住宅耐震補強補助につきまして、実績に基づき165万円を減額するものでございまして、合わせて1,935万円の増額となるものでございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 7目総務費国庫補助金では、7万6,000円を減額するものでございます。社会保障・税番号システム整備費補助金では、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に要するシステム改修費を受け入れるもので、10割補助でございます。個人番号カード交付補助金では、事務及び事業費の確定見込みにより減額をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） ページ、おめくりいただき、20、21ページをお願いいたします。

15款2項3目農林水産業費県補助金、472万円を減額し、2,335万2,000円とするものです。農業総務費補助金は、農業委員会運営に係る交付金の追加割当て内示による増額、農業振興費補助金の中間管理機構を利用した場合の農地中間管理事業費補助金、地籍調査事業に対する地籍調査事業費補助金、農地の維持や資源の向上、長寿命化等、地域の共同活用や地域資源の適切な保全管理の推進に対する多面的機能支払事業交付金は、本年度補助額の確定に伴い減額するものでございます。

以上です。

○総務政策課長（小島裕紹君） 4目土木費県補助金では、323万円を減額いたしまして、12万7,000円とするものでございます。このうち土地取引規制等対策費補助金では、2,000円を計上するものでございます。国土利用計画法に定める土地取引の規制に関しまして、市町が行うとされている経由事務等に対して支払われる交付金でございます。

以上です。

○建設課長（黒田良人君） 3節の木造住宅耐震補強等事業補助金でございますが、対象事案がなかったことから、皆減としております。また、5節の木造住宅耐震補強設計事業

補助金でございますが、実績がございましたが、令和3年度中に補助制度が拡充されたことに伴って補助率がアップしたということで、5万円増となっております。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 5目消防費県補助金では、2万9,000円を減額いたしまして、393万6,000円とするものでございます。補助金額の確定に伴いまして減額するものでございます。

続く、15款3項1目総務費委託金では、86万4,000円を減額いたしまして、2,268万円とするものでございます。1節総務費委託金では、163万7,000円を減額するものでございます。本年度執行されました三重県知事・県議会議員補欠選挙及び衆議院議員選挙それぞれに係る交付見込額により減額をするものでございます。

○税務課長（藤井光利君） 22ページを御覧ください。

2節徴収費委託金において、100万円を増額するものでございます。主な要因は、交付金決算見込みの増による精査でございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 指定統計調査費では、統計調査に対する交付金の確定により、22万7,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 18款繰入金、2項2目財政調整基金繰入金では、1億2,000万円を減額いたしまして、ゼロ円とするものでございます。各種補助金・交付金等が追加交付されたことに伴いまして財源の確保を図ることができたことから、財政調整基金からの繰入れを戻すものでございます。

○産業課長（多賀達人君） 11目みえ森と緑の県民税市町交付金基金繰入金、241万5,000円を減額し、619万8,000円とするものでございます。みえ森と緑の県民税市町交付金の対象事業でありますクビアカツヤカミキリの防除に係る事業費を精査したことにより、既決予算額を減額するものでございます。

以上です。

○総務政策課長（小島裕紹君） 20款諸収入、3項2目総務費受託事業収入では、62万1,000円を増額いたしまして、1,162万1,000円とするものでございます。木曾岬干拓地の排水機の運転業務及び維持管理業務の精算見込みにより増額するものでございます。

○建設課長（黒田良人君） 3目土木費受託事業収入、256万円を減額し、補正後428万円とするものでございます。国交省からの受託事業でございます木曾川河川堤防の除草に係る費用でございますが、業務完了に伴う精算及びコロナの影響で一部自治体から自粛の申出があった等により減額するものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 20款諸収入、4項5目雑入では、96万9,000円を増額するものでございます。団体支出金では、消防団退職報償金において、消防団員の退職者確定により98万1,000円を減額するものでございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 続く、雑入、総務政策課所管でいきますと、一番上の三重県市町振興協会市町村交付金で、交付金額の確定に伴いまして215万9,000円を増額するものでございます。資源ごみ回収事業に充当するものでございます。

○産業課長（多賀達人君） 雑入の産業課所管分は、上から2項目めの雑収入のうち木祖村源流夏祭りウナギ等売上金20万円を木祖村源流夏祭りが新型コロナウイルスの感染拡大している状況を鑑み中止されたことから、減額のほうをさせていただくものでございます。

以上です。

○総務政策課長（小島裕紹君） ページ、おめくりいただきまして、24ページをお願いいたします。

21款1項町債、2目土木債では、1,890万円を増額いたしまして、5,120万円とするものでございます。公共事業等債では、外平喜・小学校線道路整備及び橋梁修繕工事業の事業費の精査に伴いまして210万円を減額、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債では、国の補正予算確定に伴いまして、道路事業の追加事業分といたしまして2,100万円を増額いたしております。

3目総務債では、8,046万9,000円を増額いたしまして、1億7,046万9,000円とするものでございます。臨時財政対策債におきまして、地方の財源不足を解消することを目的に発行可能額が増額となったことにより増額するものでございます。

5目農林水産業債では、970万円を増額いたしまして、4,880万円とするものでございます。一般単独事業債では、土地改良施設緊急しゅんせつ事業の事業費精査に伴いまして30万円を減額し、続く、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債では、国の補正予算確定に伴いまして、湛水防除事業の追加事業分といたしまして1,000万円を増額としているものでございます。

歳入の補正は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

26、27の総括は割愛をさせていただきまして、28ページから、各担当課長より説明させていただきます。

○議会事務局長（平松孝浩君） それでは、1款議会費、1項1目の議会費におきましては、184万7,000円を減額するものでございます。年度末を控え各種事業の精査による減額や、新型コロナウイルス感染症感染予防のため予定しておりました事業が中止や規模縮小により欠席したことにより、旅費や負担金、補助及び交付金などが実績に基づき減額をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 2款1項1目一般管理費では、2,291万3,000円を減額いたしまして、3億66万8,000円とするものでございます。報酬から次のページの4節共済費までは、職員の所属替えや見込額の確定によりまして、人件費を減額しているものでございます。報償費では、ふるさとときそさき応援寄附金の直接寄附に対する精算見込みに伴いまして、10万円を減額するものでございます。委託料では、ふるさとときそさき応援寄附金の寄附額の精査によりまして、返礼品送付等に係る経費を減額するものでございます。その他につきましては、説明欄記載のとおり、それぞれの執行見込みによりまして減額をしているものでございます。

○議会事務局長（平松孝浩君） 次に、2目の文書広報費におきましては、26万2,000円を減額するものでございます。町広報紙の印刷製本費におきましては、実績と今後の必要経費を精査し、減額補正をするものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 次のページをお願いいたします。

5目財産管理費では、1億6,230万1,000円を追加いたしまして、2億6,271万6,000円とするものでございます。需用費では、庁舎管理の燃料費、光熱水費等の予算を精査いたしまして90万円を減額、続く委託料では、庁舎の清掃業務委託費等の請負差額分といたしまして、270万円を減額するものでございます。積立金では、地方の財源不足を補填することを目的に国の補正予算で追加交付となりました普通交付税における臨時財政対策債償還金の積立分といたしまして、1億6,600万円を追加計上するものでございます。

続く、6目企画費では、130万2,000円を減額いたしまして、976万2,000円とするものでございます。報酬では、予定をしておりました委員会が未開催になったことに伴いまして減額とし、委託料では、木曾岬町人口減少対策会議の支援業務に係る契約の確定に伴いまして減額としているものでございます。また、負担金、補助及び交付金では、桑名・員弁広域連合分担金の確定及び地域まちづくり推進事業費補助金の見込額により、起債の額を減額するものでございます。

7目木曾岬干拓事業推進費では、82万4,000円を減額いたしまして、1,155万5,000円とするものでございます。報酬では、木曾岬干拓土地利用検討委員会の未開催に伴い全額を減額とし、委託料では、干拓地の排水機の運転業務及び維持管理業務の精算見込みによりまして50万円を減額とするものでございます。

10目の諸費では、38万8,000円を減額いたしまして、343万5,000円とするものでございます。報償費では、行政調査員への報酬実績の確定によりまして、また、旅費では、コロナウイルス感染防止のために研修会を中止したことに伴いまして、それぞれ不用額を減額しているものでございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 12目高度情報処理対策費では、698万2,000円を減額するものでございます。主なものとしましては、情報処理委託料において、機器の保守及びシステムサポートに係る決算見込みによるものでございます。その他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

13目交通安全対策費では、29万5,000円を減額するもので、交通安全協会による街頭指導に係る費用の決算見込みによるものでございます。

14目自主運行バス運行事業費では、126万5,000円を減額するもので、報酬、委託料、それぞれの科目における決算見込みによるもの、また、歳入の減額補正に伴い財源内訳を変更するものでございます。

16目防犯対策費では、37万4,000円を減額するもので、報酬、使用料及び賃借料、それぞれの科目における決算見込みによるものでございます。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 次ページ、36ページを御覧ください。

2項1目税務総務費につきましては、職員の人件費に係るものですので、説明を省略いたします。

2目賦課徴収費につきましては、予算額を185万9,000円減額し、3,101万8,000円とするもので、11節通信運搬費において郵送料の精査を、12節委託料において、地番図・家屋図修正及び画地計測等、修正業務の請負差額による精査を行うものでございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 3項1目戸籍住民基本台帳費では、294万4,000円を減額するものでございます。職員の人件費を減額するほか、ページをおめくりいただきまして、委託料では、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に要するシステムの改修に係る費用を追加計上するもので、国の令和3年度補正予算で措置されたことによりこのたびの補正予算に対象経費を計上し、令和4年度において事業を実施しようとするものでございます。負担金、補助及び交付金の個人番号等事務委託交付金は、J-LISに委託するマイナンバーカード作成に要する費用の確定見込みにより減額するものでございます。

ページを戻っていただきまして、財源内訳の国庫支出金につきましては、社会保障・税番号システム整備費補助金で転出・転入手続のワンストップ化の追加や個人番号カード交付補助金の減額に伴うものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 4項2目選挙啓発費では、2万4,000円を減額するものでございます。年度末を迎えまして、精算したことによりまして減額するものでございます。

続く、3目衆議院議員総選挙費では、101万円を減額し、508万1,000円とし、次ページの4目三重県知事・県議会議員選挙費では、110万7,000円を減額いたしまして、539万3,000円とするものでございます。本年執行されましたそれぞれの選挙に関する経費を精算したことに伴いまして、それぞれの科目で減額しているものでございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 2款総務費、5項統計調査費、2目指定統計調査費では、22万5,000円を減額するものでございます。統計調査に対する交付金の確定によるものでございます。

以上でございます。

○議会事務局長（平松孝浩君） ページをおめくりいただき、42、43ページをお願いします。

6項1目監査委員費におきましては、60万9,000円を減額するものでございます。年度末を控え、監査事務補助員の委託料を実績により減額補正としております。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） ページ、おめくりいただき、54、55ページをお願いします。

5款1項1目農業委員会費、8万7,000円を減額し、205万9,000円とするものでございます。報酬では、農業委員、農地利用最適化推進委員の委員報酬の精査を行い、また、旅費と負担金、補助及び交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大している状況を鑑み北勢農業委員会協議会の研修会が中止されたことから、この研修会の関連予算を減額するものでございます。

2目農業総務費、67万円を減額し、2,495万7,000円とするものでございます。職員手当から共済費は、人件費の関連予算を精査し、減額したものでございます。また、旅費及び需用費につきましても精査し、減額するものでございます。

ページ、おめくりいただき、57ページの3目農業振興費、104万3,000円を減額し、330万4,000円とするものでございます。説明欄の最下段、農地中間管理事業補助金でございますが、農家組合長会議などで推進してはいたしましたが、当該事業を利用する方が本年度はございませんでしたので、減額するものでございます。その他は説明欄記載のとおりで、精査により減額するものでございます。

4目需給調整推進対策事業費、201万4,000円を減額し、441万2,000円とするものでございます。需給調整推進対策補助金は、主に農地中間管理事業を利用し農地を預けた方で、国の補助事業の対象外となる方を町単独事業で支援する農地集約化支援補助金を本年度利用者がございませんでしたので、減額するものでございます。

6目地域農政推進対策事業費は、5万円を減額し、7万5,000円とするものでございます。農業教育支援活動委託料は、中学校2年生を対象に、トマト、水稻、観葉、選果

場で実施しています教育支援ですが、新型コロナウイルスの感染拡大している状況を鑑み年8回の実施が4回へ縮小されたことから、減額のほうをさせていただくものでございます。

以上です。

○建設課長（黒田良人君） 7目農業集落排水事業費、700万円を減額し、補正後3,400万円とするものでございます。農業集落排水事業特別会計への補填財源でございます。事業費の精査により減額するものでございます。詳細につきましては、農業集落排水事業特別会計にて御説明させていただきます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） 8目産業文化祭費は、379万円を減額し、1万円とするものでございます。ふれあい広場が新型コロナウイルスの感染拡大している状況を鑑み、1月13日開催の実行委員会において中止させていただくことが決定されたことから精査し、減額のほうをするものでございます。

ページ、おめくりいただき、58、59ページの2項1目農地総務費、20万円を減額し、1,496万6,000円とするものでございます。職員手当から共済費の人件費の関連予算を精査し、減額したものでございます。

2目土地改良費、259万2,000円を減額し、2,811万7,000円とするものでございます。地籍調査事業委託料では、地籍調査事業並びに認証事務それぞれの委託料を精査し、減額するものでございます。また、報償費では、地籍調査事業推進委員の委員報酬の精査を行い、減額するものでございます。多面的機能支払事業負担金は、町内16地区と1組織で取り組んでおります農地の維持向上に係る事業費で、本年度は5年間の事業期間最終年度となることから各地区で事業費の精査がされ、減額するものでございます。

3目湛水防除費、916万7,000円を増額し、1億676万円とするものでございます。委託料は、県営湛水防除事業2期地区川先排水機場の工事に伴い、町で施行が必要な既設排水機場の電気設備の改修業務の委託料を精査し、減額するものでございます。また、負担金、補助及び交付金は、県営湛水防除事業の事業費に追加配分がございましたので、その事業費に対する負担金を増額するものでございます。

4目地域用水機能増進事業費は、108万5,000円を減額し、206万5,000円とするものでございます。県営の水環境整備事業において整備した中央幹線排水路沿いの遊歩道やポケットパーク、発生源対策設備の維持管理費で、精査により減額するものでございます。

6款1項3目観光費、682万3,000円を減額し、1,643万円とするものでございます。

ページ、おめくりいただき、60、61ページの委託料では、町道鍋田川線等桜並木の

消毒や伐採、剪定、クビアカツヤカミキリの防除に係る業務委託などの精査により減額し、負担金、補助及び交付金は、町観光協会補助金で、新型コロナウイルスの感染拡大している状況を鑑み、桜まつり及びオータムフェスタの中止が決定されたことから、減額するものでございます。その他は、木祖村との交流事業や西美濃・北伊勢観光サミットなどに要する関連予算で、各イベントの中止に伴い減額するものでございます。

以上でございます。

○建設課長（黒田良人君） 7款土木費、1項1目土木総務費では、歳入見込みの変更により財源更正を行うものでございます。

ページをおめくりいただきまして、62ページ、63ページ、お願いいたします。

2項1目道路橋梁維持費、1,877万円を増額し、補正後7,410万7,000円とするものでございます。工事請負費におきまして、国の補正予算、国土強靱化5か年加速化対策における特別措置といたしまして、町道加路戸・新加路戸線の舗装修繕工事を追加計上するものでございます。また、橋梁修繕工事におきましては、完成に伴い精算を行ったものでございます。

次、2目道路新設改良費、2,790万円を増額し、補正後8,898万6,000円とするものでございます。工事請負費におきまして、これも国土強靱化の5か年加速化対策における特別措置によるものでございまして、町道西対海地・和泉線道路改良工事における追加工事を計上するものでございます。その他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

次、3項1目河川総務費、257万8,000円を減額し、補正後451万1,000円とするものでございます。国土交通省から受託しております木曾川河川堤防の除草業務におきまして、精算に伴い減額を行うものでございます。コロナの影響で一部自治体等から自粛の申出があったことによる減額でございます。その他、説明欄記載のとおりでございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 4項1目都市計画総務費では、県からの交付金を受けたことに伴いまして、財源の内訳を変更しているものでございます。

以上です。

○建設課長（黒田良人君） 3目公共下水道費、600万円を減額し、補正後2億1,180万円とするものでございます。公共下水道事業特別会計の補填財源でございまして、事業の精査により減額するものでございます。詳細は下水道事業特別会計にて御説明させていただきます。

次、5目公園費、150万円を減額し、補正後944万7,000円とするものでございます。都市公園管理業務、グルービーパークですが、ここにおける管理費の精算に伴い減額を行うものでございます。

ページをおめくりいただきまして、64ページ、65ページ、お願いいたします。

5 項住宅費、1 目住宅管理費でございますが、木造住宅耐震関連の事業及び空き家対策の総合支援事業の実績による補正を行うものでございまして、木造住宅耐震補強補助金につきましては、対象事案がなかったことから皆減、木造住宅耐震補強設計補助金については、令和3年度中に補助制度が拡充され補助率がアップしたことによる増額、空き家対策の総合支援事業につきましては、対象事案がなかったことが減額としているところでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 8 款消防費、1 項1 目常備消防費では、3 3 1 万 5, 0 0 0 円を減額するものでございます。桑名市に委託しております消防事務委託に関する経費で、消防本部及び長島木曾岬分署署員の人件費などの決算見込みや車両購入費の請負差金によるものでございます。

2 目非常備消防費では、3 0 2 万 8, 0 0 0 円を減額するものでございます。主なものとしましては、消防団の活動に対する出動報酬の確定見込みにより報酬で1 7 0 万円を減額し、次ページの報償費では、本年度の退職者数の確定により9 8 万 1, 0 0 0 円を減額するものでございます。その他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

5 目災害対策費では、2 8 2 万円を減額するものでございます。主なものとしまして、需用費において、防災備蓄品や災害時用備蓄食料の購入完了により1 3 0 万円、委託料では、各種委託業務の完了に1 0 0 万円を減額するものでございます。その他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 8 0 ページ、8 1 ページをお願いいたします。

1 0 款公債費、1 項1 目元金で、5 2 万 4, 0 0 0 円の増、2 目の利子では、2 3 2 万 6, 0 0 0 円の減、それぞれ償還額の確定に伴いまして精査をしているものでございます。

1 1 款1 項1 目予備費では、5 4 0 万 7, 0 0 0 円を追加計上いたしまして、1, 1 1 2 万 5, 0 0 0 円としているものでございます。地方自治法の定める予備費で、この補正予算の歳入歳出の均衡を図っているものでございます。なお、このたびの補正で給料及び職員手当等の補正を行ったことから、8 2 ページから8 4 ページにかけまして、給与費明細書を添付させていただいておりますので、後刻、御確認をお願いいたします。

最後に、8 5 ページは、地方債に関する調書でございますが、このたびの補正予算におきまして、地方債借入額の変更を行っておりますことから、添付させていただいておりますので、お目通しのほうをお願いいたします。

以上で一般会計の補正予算の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

なお、進行上、御発言される方は手を挙げられ、委員長の許可に基づき発言されますよ

うよろしく願いたします。

○副委員長（古村 護君） 細かいことで申し訳ないです。33ページの企画費の委託料関係なんですけど、たしかこの委託料で業務委託料としてPR動画の作成というのが予算化されたと思うんですけども、PR動画のほうはできたんですかね。当初、たしかPR動画の作成をするためにということで予算計上するというので、昨年というか、3月に聞いたんですけども、PR動画はできたのかなと思って。あるいは僕が聞き間違いかも分らんけれども、当初予算は99万円あって、今回40万7,000円減額ということですから、50万ちょっとを使われていると思うんですけども、業務委託料の中身はどういったことをされたのか、教えていただけますか。

○総務政策課長（小島裕紹君） 40万7,000円の減額につきましては、人口減少対策会議の支援業務委託というものをお願いしておりまして、その契約金額との差額を減額したものでございまして、PR動画に関しましては、ふるさと納税のほうの関係で上がっていたものでございます。

○副委員長（古村 護君） ごめんなさい、確認します。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（伊藤好博君） 同じく、33ページのところの5目の財産管理費ですが、今回、地方債補正とかがあって金額が分らんのやけど、減債基金積立金のところの増と、各減との金額を教えてくださいませんか。もう少し詳細に、地方債補正の。

○委員長（三輪一雅君） 減債基金の積立金の内容でよろしいですか。

○委員（伊藤好博君） はい。

○総務政策課長（小島裕紹君） 普通交付税で原資補填として増額になったものの内訳の説明という形でよろしかったですか。

積立金の1億6,600万円の内訳でございますが、これが国の補正予算のほうで追加交付になったものというところで、まず、地方税、普通交付税のほうで収入のほうにもございますように7,142万3,000円のほうが追加交付されておりました、この7,142万3,000円の中に臨時財政対策債の償還のために基金に積んでもいいよというお金が4,600万円ほどございました。まず、これが積まれている1つの要因でございます。

もう一つが、これまで財政調整基金のほうで1億2,000万円ほど財政調整基金を崩して使うようになっておりましたが、それぞれの事業で補助金とか収入のほうの確保ができましたので、これまで財政調整基金から崩すと予算上なっていた1億2,000万をこちらのほうに積み戻すということをしまして、その1億2,000万円と4,600万円の合計の1億6,600万円が今回積立金として計上されているということになっております。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（伊藤好博君） もう一つ、58、59ページの3目の湛水防除事業なんですけど、

これは予算のときって2, 400万ぐらいの数字があるんだけど、新たにどこの事業でこれだけ追加がなされたのか、お聞きしたいんですが。

○産業課長（多賀達人君） 県のほうで追加で配分があった事業費については、2期地区、川先のほうの追加配分でございます。

以上です。

○委員（伊藤好博君） もう一つ、62、63ページの1目道路橋梁費、それから、2目の道路改良費のところなんですけど、全協でも聞いたりしたと思うんですが、橋梁維持費のほうで、町道上加路戸横断線の改良工事ということによろしいのやろうか。

それから、新設改良工事で、町道の小学校西対海地線は、内容はどういう改良をされるのか、お聞きしたいんですが。間違っておったらお許してください。

○建設課長（黒田良人君） まず、道路橋梁維持費の舗装修繕工事でございますが、これは上加路戸横断線ではなく、加路戸・新加路戸線と木曾川線と県道の先のところ、その舗装の修繕でございます。

次の西対海地・和泉線でございますが、これにつきましては、まず、昨年度の12月議会の補正で認めていただいた部分と債務工事で合わせて、債務工事で中央幹線の張り出し歩道の工事を発注したんですが、その債務分の補填というのと、あと、今、実際、工事、そこでやっていますけど、その延伸でございます、役場の倉庫を来年壊すんですが、壊したところの取付けなどを行っていく工事となっています。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） では、御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第6号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（中里満博君） それでは、128ページを御覧ください。

議案第6号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和3年度三重県桑名郡木曾岬町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条では、歳入歳出予算の補正として、予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、予算の総額を7,500万円とするものでございます。

第2項では、補正の区分及び金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

第2条では、翌年度へ繰り越す経費を、第2表、繰越明許費に定めるものとなっております、第3条では、地方債の変更を、第3表、地方債補正に定めるものとするものでござ

ざいます。

ページをおめくりいただきまして、129ページ、130ページ、第1表、歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳入では、5つの款とそれに付随する5つの項から成り、歳出では、3つの款とそれに付随する3つの項から構成されております。補正予算額100万円を減額し、補正後予算額を7,500万円とするものでございます。

131ページ、第2表、繰越明許費を御覧ください。

表に記載の事業におきまして、中継ポンプ等の修繕費用としまして300万円を繰り越すものでございます。年度末におきまして、中継ポンプが故障し至急の対応が必要となりましたことから、当初予算を待たずに繰越事業として対応しようとするものでございます。

132ページ、第3表、地方債補正を御覧ください。

今回の補正予算により対象事業を見直しましたところ、補正前限度額650万円から20万円を減額し、補正後限度額を630万円とするものでございます。

ページをおめくりいただき、事項別明細書にて説明させていただきます。

133ページ、総括は割愛し、134ページ、135ページを御覧ください。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、2項1目農業集落排水事業負担金、63万2,000円を増額して、補正後94万8,000円とするものでございます。新規加入者の実績によるものでございまして、2件を追加し、3件分とする内容でございます。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料、176万8,000円を増額し、補正後2,894万2,000円とするものでございます。4月から12月までの使用料の収入実績から、年間の使用料収入の見込額を補正するものでございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金、700万円を減額し、補正後3,400万円とするものでございます。事業費の精査に伴う減額でございます。

6款繰越金、1項1目繰越金、380万円を増額し、補正後480万円とするものでございます。前年度繰越金の確定によるものでございます。

8款町債、1項1目下水道債、20万円を減額し、補正後630万円とするものでございます。こちらも事業費の精査に伴う減額でございます。

138ページ、139ページを御覧ください。

歳出でございます。

1款施設費、1項1目事務費、18万5,000円を減額し、補正後1,006万5,000円とするものでございます。12節委託料において、令和6年度から公営企業会計へ移行するための法適化業務委託において、精算による減額を行うものでございます。

2目維持管理費、174万4,000円を減額し、補正後5,212万8,000円とするものでございます。主なものは、10節需用費では、4つの処理場と中継ポンプ30

基分の電気代の精査による減額、12節委託料では、4つの処理場における日常管理業務委託における精算による減額、18節負担金、補助金及び交付金では、汚泥処理に係る桑名広域連合への負担金確定による減額でございます。

2款公債費、1項1目元金、財源として見込んでおりました農業集落排水事業加入者負担金の増額に伴い、財源更正を行う内容でございます。

3款1項1目予備費、92万9,000円を増額し、補正後155万9,000円とするものでございます。地方自治法に定める規定において、この金額をもって歳出の補正額を調整するものでございます。

140ページですが、本会計で借入れを行っている地方債に関する調書でございます。

内容は記載のとおりでございます。令和3年度末現在高見込額が2,624万2,000円になる予定であることをお示ししております。

令和3年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。

御質疑のある方は御発言ください。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） では、御質疑もないようですので、質疑を終わります。

ここで休憩を取りたいと思います。10時15分再開といたします。

午前 9時59分休憩

午前10時15分再開

○委員長（三輪一雅君） 休憩を解き、委員会に戻します。

次に、議案第7号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（中里満博君） それでは、議案書、141ページを御覧ください。

議案第7号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和3年度三重県桑名郡木曾岬町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条では、歳入歳出予算の補正として、予算の総額から歳入歳出それぞれ3,200万円を減額し、予算の総額を2億8,630万円とするものでございまして、第2項では、補正の区分及び金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

第2条では、翌年度へ繰り越す経費を、第2表、繰越明許費に定めるとし、第3条では、

地方債の変更を、第3表、地方債補正に定めるものでございます。

ページをおめくりいただきまして、142ページ、143ページ、第1表、歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳入では、6つの款とそれに付随する7つの項から、歳出では、3つの款とそれに付随する3つの項から成り、補正予算額3,200万円を減額し、補正後の予算額を2億8,630万円とするものでございます。

ページをおめくりいただきまして、144ページ、第2表、繰越明許費を御覧ください。

表に記載の事業におきまして、中継ポンプの修繕費として500万円を繰り越すものでございます。農業集落排水事業と同様ですが、公共下水道事業においても年度末に中継ポンプが故障し至急の対応が必要となりましたことから、繰越事業として修繕対応をしようとするものでございます。

145ページ、第3表、地方債補正を御覧ください。

今回の補正予算により対象事業を見直したところ、補正前限度額2,740万円から1,560万円を減額し、補正後限度額1,180万円とするものでございます。

ページをおめくりいただき、事項別明細書にて説明させていただきます。

146ページ、総括は割愛し、147、148ページを御覧ください。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項1目公共下水道事業加入者負担金、221万2,000円を増額し、補正後252万8,000円とするものでございます。新規加入者の実績によるものでございまして、新規加入者7口分を追加し、8口とするものでございます。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料156万3,000円を増額し、補正後5,210万8,000円とするものでございます。4月から12月までの収入実績から、当該年度の下水道使用料の見込額を補正するものでございます。

2項1目手数料、6,000円を減額し、3万2,000円とするものでございます。督促件数の精査によるものでございます。

3款国庫支出金、1項1目公共下水道事業国庫補助金、1,560万円を減額し、補正後460万円とするものでございます。日本下水道事業団に委託しました東部地区クリーンセンター耐震補強工事における不調不落による協定解除に伴う減額によるものでございます。補助率は2分の1でございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金、600万円を減額し、補正後2億1,180万円とするものでございます。本年度の事業を精査したことにより、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、6款繰越金、1項1目繰越金、143万1,000円を増額し、補正後343万1,000円とするものでございます。前年度繰越金の確定によるものでございます。

8 款町債、1 項1 目下水道債、1, 5 6 0 万円を減額し、1, 1 8 0 万円とするものでございます。東部地区クリーンセンター耐震補強工事に係る協定解除に伴う減額によるものでございます。

1 5 3 ページ、1 5 4 ページを御覧ください。

歳出でございます。

1 款施設費、1 項1 目事務費、1 5 万円を増額し、補正後1, 8 6 0 万2, 0 0 0 円とするものでございます。1 2 節委託料では、令和6 年度から公営企業会計へ移行するための法適化業務委託において、精算による減額を行うものでございます。その他は説明欄の記載のとおりでございます。

2 目維持管理費では、3, 2 0 0 万円を減額し、補正後1 億2, 3 0 9 万1, 0 0 0 円とするものでございます。1 0 節需用費では、東部地区クリーンセンター及び中継ポンプの電気代の精査による減額、1 2 節委託料では、東部地区クリーンセンター耐震補強工事に係る協定解除に伴う減額を行うとともに、東部地区クリーンセンターの日常管理業務委託料において、精算による減額を行うものでございます。

2 款公債費、1 項1 目元金、1 1 2 万4, 0 0 0 円を減額し、補正後1 億2, 7 9 6 万5, 0 0 0 円、2 目利子では、1 7 万1, 0 0 0 円を増額し、補正後1, 4 7 5 万2, 0 0 0 円とするものでございます。元金、利子ともに、精査による補正を行うものでございます。

ページをおめくりいただきまして、1 5 5 ページ、1 5 6 ページを御覧ください。

3 款予備費、1 項1 目予備費では、8 0 万3, 0 0 0 円を増額し、補正後1 8 9 万円とするものでございます。地方自治法の定める規定のもので、この金額をもって歳出の補正額を調整しております。

ページをおめくりいただきまして、1 5 7 ページでございます。

本会計で借入れを行っている地方債に関する調書でございます。

内容は記載のとおりでございます。令和3 年度末現在高見込額が4 億7, 9 8 5 万6, 0 0 0 円になる予定であることをお示ししております。

令和3 年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2 号）についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。御質疑のある方は御発言ください。

○委員（伊藤好博君） 歳出のほうで、1 5 3、1 5 4 のところですが、維持管理費の3, 0 0 0 万ぐらいのマイナス補正だけど、やらんでもよかったのか、ただ、委託金の差額だけなのか。

○建設課長（黒田良人君） この委託料の減額補正でございますが、日本下水道事業団のほうに委託しておりました東部地区クリーンセンターの耐震工事が不調不落となりました

ので、契約解除となったということで、委託料の減額を行ったというところでございます。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

ここで伊藤守委員が出席をされましたので、ただいまより6名で審議してまいります。

次に、議案第8号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（中里満博君） それでは、水道事業会計補正予算書を御覧ください。

議案第8号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

第1条、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条では、収益的収入及び支出の補正予算を示しており、第1款水道事業収益では、1億5,053万8,000円を減額し、4億3,438万円、第3款水道事業費用では、1億5,798万1,000円を減額し、4億3,363万1,000円とするものでございます。内訳はお示しのとおりでございます。

第3条では、資本的収入及び支出の補正予算をお示ししており、第2款資本的収入では、3,893万9,000円を減額し、5億40万4,000円、第4款資本的支出では、3,882万3,000円を減額し、5億1,384万8,000円とするものでございます。

3ページには、今回の補正予算に係る実施計画をお示ししておりますが、詳細につきましては明細書で説明させていただきますので、8ページを御覧ください。

まず、上段の収益的収入及び支出における収入でございますが、1款水道事業収益、1項1目給水収益、1,553万8,000円を増額し、補正後1億7,670万5,000円とするものでございます。4月から12月までの水道使用料の実績から、1年間の収入見込額を増額補正するものでございます。この増額に伴う有収水量でございますが、当初87万6,000立米に対し補正後93万4,000立米と、5万8,000立米相当の増量を見込んでおります。

2項3目受託工事収益でございますが、1億6,607万6,000円を減額し、補正後2億5,255万5,000円とするものでございます。木曾岬干拓地までの給水設備整備に係る費用を三重県から受託するものでございますが、本年度で完成となりますことから、最終精算を行うものでございます。

次に、支出でございます。

3款水道事業費用、1項1目原水及び浄水費、631万6,000円を増額し、補正後

1億3,558万5,000円とするものでございます。14節光熱水費では、浄水場等の電気使用量の精査をするとともに、32節受水費では、水道の使用量増加に伴い、県企業庁からの受水量も増加する見込みとなったものでございます。

2項3目受託工事費、1億6,429万7,000円を減額し、補正後2億5,308万2,000円とするものでございます。木曾岬干拓地までの給水設備整備工事を県企業庁へ委託するものでございますが、本年度で完成となることから、最終精算を行うものでございます。

次に、ページ下段の資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、2款資本的収入、2項1目負担金、3,893万9,000円を減額し、補正後5億40万4,000円とするものでございます。木曾岬干拓地までの給水設備整備において、町管理となる配水タンク及び配水ポンプの建設に係る費用でございます。原資は三重県からの負担金でございます。こちらも完成に伴う最終精算を行うものでございます。

次に、支出でございます。

4款資本的支出、1項1目配水及び給水施設費、3,882万3,000円を減額し、補正後5億1,225万6,000円とするものでございます。木曾岬干拓地までの給水設備整備において、町管理となる配水タンク及び配水ポンプの建設工事を県企業庁へ委託するものでございまして、完成に伴う最終精算を行うものでございます。

戻って、4ページ、令和3年度の予定キャッシュフロー計算書を御覧ください。

当該年度における現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動にそれぞれ区分して表した計算書でございます。現金の獲得や支払い能力、資金に関する財務情報を表しております。下から3行目でございますが、資金の増減額を明記しており、令和3年度末に資金が2,475万8,629円増加し、資金期末残高が9億5,590万8,373円になることをお示ししております。

次に、5ページでございますが、令和3年度の事業が補正予算どおりに執行された場合の予定損益計算書を示しております。下から3行目の当年度純利益でございますが、62万5,818円の赤字となることを示しております。また、その下、前年度からの繰越利益剰余金を含めると、当年度未処分利益剰余金は、最下段の520万162円となることを示しております。

次の6ページ、7ページは、令和3年度末における予定貸借対照表になります。

詳細につきましてはお目通しいただくこととして、7ページ、6、剰余金の(2)利益剰余金のうち、ハ、当年度未処分利益剰余金が520万162円となり、先ほど5ページで御説明させていただきました損益計算書の当年度未処分利益剰余金と一致していることを御確認いただきたいと思います。

令和3年度水道事業会計補正予算(第2号)の説明は以上でございます。よろしくお願

いたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。御質疑ある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第9号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、議案第9号をお願いいたします。

木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございます。

令和3年の人事院勧告によりまして、一般職の職員の給与に関する法律における期末手当の支給割合の変更の改正がなされたため、これに基づく木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正するにつきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

1枚ページをおめくりいただきますと、条例の本文を載せさせていただいております。さらにおめくりをいただきますと、新旧対照表を添付させていただいておりますので、この新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

第17条第2項におきまして、期末手当でございますが、人事院勧告によりまして、期末手当が0.15か月引き下げられたことに伴いまして、令和4年度以降の支給分におきまして、100分の127.5という率を100分の120に、特定管理職にあつては100分の107.5を100分の100に、それぞれ改正をしようとするものでございます。

続く、第3項では、再任用職員への適用条文について、第2項での改正を反映させるための改正を行っているものでございます。

ページを条例本文に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は公布の日から施行するというものでございますが、ただしでございます。第2条では、人事院勧告に従い、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額を令和4年6月の期末手当から減額することとするため、この減額に用います率を一般職につきましては、127.5分の15に、また、再任用職員につきましては、72.5分の10にそれぞれ定めるということを規定しているものでございます。

以上が木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明となります。よろしくお願いたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。御質疑ある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第10号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、議案第10号をお願いいたします。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございます。

令和3年度の人事院勧告に準じ、町長等の期末手当の支給割合を変更するものである。町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由となっております。

先ほどと同様に、ページおめくりいただきますと、条例の本文、さらにおめくりいただきますと、新旧対照表となっておりますので、この新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

第3条でございます。給与以外の給与についてでございますが、職員の人事院勧告に合わせまして、町長等の期末手当につきましても0.15か月引き下げ、6月期、12月期、それぞれともに100分の222.5から100分の215というものに改めるというものでございます。

1枚ページをお戻りいただきまして、条例本文でございます。

附則です。この条例は公布の日から施行するというものでございます。

第2条では、職員の人事院勧告に合わせまして、令和3年度の期末手当の引上げに相当する額を令和4年の6月の期末手当から減額することとするため、その減額する率を222.5分の15に定めるということを規定しているものでございます。

以上、町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明となります。よろしく願いいたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。御質疑のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第11号、木曾岬町押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制

定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、議案第11号をお願いいたします。

木曾岬町押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

木曾岬町印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段の提案理由です。

行政手続における押印を廃止し、住民の利便性向上並びに行政サービスの効果的かつ効率的な提供を図ることを目的といたしまして、関係条例について、一括して整理を行うものでございます。

木曾岬町押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1号により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由となっております。

こちらも同様に、ページをおめくりいただきますと、条例の本文、さらにおめくりいただきますと、新旧対照表を添付させていただいておりますので、こちらを御覧いただきたいと思いますが、このたび一括して整理しようとする関係条例は全部で4条例でございます。このことからそれぞれの新旧対照表を添付させていただいておりますので、1つずつ説明のほうをさせていただきます。

まず初めに、固定資産評価審査委員会条例でございます。

第4条第4項に、審査申出書に押印しなければならないと記載されているものを削除いたしまして、これに伴い、以降の項番号を繰り上げるものでございます。

続く、第7条以降、次のページの第10条までにつきましては、署名押印しなければならないとあるものを署名しなければならないと改めまして、第11条では、記名押印したとあるものを記名したということに改めるものでございます。

次へおめくりいただきますと、職員のサービスの宣誓に関する条例、さらに、ここから2ページ跳ねていただきますと、木曾岬町行政財産目的外使用料条例、さらに、2ページを跳ねていただきますと、木曾岬町心身障害者扶養共済制度加入者補助金交付に関する条例、これら3つの条例を添付させていただいております。これらはいずれにつきましても、条例の中の様式の氏名欄横に押印を求めるために、印と書いてあるものがございます。こちらを求めないようにするために、この文字を削除するというような改正でございます。

ページを条例の本文までお戻りいただきまして、議案書のすぐ後ろになります。

附則でございます。この条例は令和4年4月1日から施行するというものでございます。

以上、木曾岬町押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。御質疑のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第12号、木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○税務課長（藤井光利君） それでは、議案第12号、木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものであります。

下段、提案理由でございます。

本条例は、当町が進める定住化促進の一環として、地方税法に掲げる新築住宅等に固定資産税額の一部を減免する制度の上乗せ減免をするもので、当該地方税法の改正に併せ本条例について所要の改正を行うものでありまして、地方自治法第96条第1項1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由であります。

1枚めくっていただきまして、さらに1枚めくっていただきまして、新旧対照表で説明を申し上げます。

第2条の改正でありまして、第1条につきましては、この減免の対象となるものについて記載をしている条項でありまして、第1号については新築住宅、第2号については中古住宅、それから住宅の増改築について、それぞれ定めてありまして、その対象期間につきまして、国の地方税法の改正に合わせ2年延伸するというところで、令和4年3月31日をそれぞれ令和6年3月31日まで伸ばすということの改正でございます。

1枚、戻っていただきまして、この条例につきましては、公布の日から施行するというところで、期間の延長につきまして、改正をしようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。御質疑のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第13号、木曾岬町自主運行バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） それでは、議案第13号、木曾岬町自主運行バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書でございますが、木曾岬町自主運行バスの運行及び管理に関する条例を別紙のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございます。

木曾岬町地域公共交通会議で合意のあった木曾岬町自主運行バスの運行経路を変更するには町条例で定める必要があり、この運行経路を令和4年4月1日から変更するに当たり、木曾岬町自主運行バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。木曾岬町自主運行バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正するには、地方自治法、第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があることから、この議案書を提出するというものでございます。

改正の概略でございますが、交通不便地域の解消を図るため、自主運行バス源緑見入線の起点を上松永から町体育館まで延伸するもので、地域公共交通会議におきまして、運行の起点を4月1日から変更する旨の合意がなされ、また、中部運輸局三重運輸支局の許可がありましたことから、運行の起点を定める本条例を改正するものでございます。

具体的な改正の内容でございますが、2ページ跳ねていただきまして、新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

別表第1（第2条関係）におきまして、源緑見入線の起点を上松永から木曾岬町体育館へ改正を行うものとなっております。

ページ、戻っていただきまして、改正条文の附則でございますが、施行日につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第13号、木曾岬町自主運行バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務局の説明が終わりました。御質疑のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第14号、木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 議案第14号、木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由です。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第2条の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、その内容は個人情報保護法

に定められたため、木曾岬町個人情報保護条例について、所要の改正を行うものでございます。木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正するには、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があることから、この議案書を提出するというものでございます。

具体的な改正の内容でございますが、2ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条第1号の2におきまして、上位法令の廃止に伴い、引用法律及び条項を改正するものとなっております。

ページ、戻っていただきまして、改正条文の附則でございます。

施行につきましては、令和4年4月1日からの施行とするものでございます。

議案第14号、木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。御質疑のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第16号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、議案第16号をお願いいたします。

議案第16号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についてでございます。

予算書の1ページのほうをお願いいたします。

令和4年度三重県桑名郡木曾岬町の一般会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額を29億9,000万円と定めまして、予算の款項の区分と区分ごとの金額を、第1表、歳入歳出予算に定めることを規定しております。

第2条では、地方自治法第214条の規定による債務を負担する行為のできる事項、期間及び限度額を、第2表、債務負担行為に定めることを規定しているものでございます。

第3条では、地方自治法第230条第1項の規定によりまして、地方債の目的と限度額並びに利率と方法を、第3表、地方債に定めることを規定し、続く、第4条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を3億円と定めております。

第5条は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定による予算流用の範囲を定めているものでございます。

次に、別冊資料により説明をさせていただきますので、お手元に、緑色の表紙の令和4年度当初予算のポイント、あと、歳出予算の要求書、町税の概要、こちらの御用意のほう

をお願いいたします。

それでは、初めに、緑色の令和4年度の当初予算のポイントの資料につきまして説明をさせていただきますので、1ページのほうをお願いいたします。

令和4年度の当初予算は、新型コロナウイルス感染症対策を最優先事項に据えつつ、第5次総合計画に掲げる6つの基本方針を柱に、「暮らしを守り 豊かな心と活力を育む きずな深めるまち」という本町の将来像の実現を目指すことを目的に予算編成をさせていただいているというものでございます。

一般会計当初予算は、29億9,000万円、前年度と比較をいたしまして7,000万円、率にして2.4%の増額予算となっております。また、特別会計と企業会計も含む全8会計での予算規模は52億3,847万円となっており、ページの下段には、それぞれの会計の当初予算額と前年度予算額とを比較した表を記載させていただいておりますので、御確認をお願いいたします。

続く、2ページでございます。

主要事業のポイントを記載させていただいておりますが、こちらにつきましては、後ほど担当課長のほうから説明をさせていただきますので、割愛させていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳入予算のポイントでございます。

歳入の根幹を成す町税につきましては、前年度予算よりも増額となっているものの、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和2年度の予算額と比較いたしますと、減額となっているというような状況であるということに記載させていただいております。

また、このページには、自主財源と依存財源の構成表の掲載をさせていただいております。令和4年度当初予算におきましては、自主財源が43%、依存財源が57%を占めているということを表にして表しているものでございます。

4ページ、歳入の予算のポイントの2ということで、上段に町税、下段に基金繰入金の前年度との比較を掲載させていただいております。詳細につきましては、後ほど担当課長のほうから説明をさせていただきますので、割愛させていただきます。

5ページをお願いいたします。

歳出の予算ポイント①といたしまして、目的別予算額を示しております。

議会費から予算費までの11の款、それぞれの対前年度比を示させていただいております。資料には、前年度との増額の大きいものをピックアップして簡単な説明文を記載させていただいております。後ほど詳しくは担当のほうから説明をさせていただきます。

続く、6ページでございます。

歳出を性質別に仕分した金額とこの要点を説明として記載させていただいておりますので、こちらのほうは後刻お目通しをお願いいたします。

簡単ではございますが、以上が令和4年度の一般会計当初予算のポイントの説明となり

ます。

ここからは、事業別の歳出予算要求書によりまして、各担当課長から説明をさせていただきます。

なお、説明につきましては、資料の並んでいる順番に担当課ごとに説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めは総務政策課になります。

横書きの事業説明書の4ページをお願いいたします。

事業名は一般管理経費でございます。本年度の要求額は1,502万8,000円となっております。この予算は、役場で使用する事務用品や事務機器の保守などの事務的経費や交際費、各種関係団体への負担金などを計上している予算でございます。令和4年度におきましては、令和5年4月1日から施行されます公務員の定年延長に伴う例規整備の支援業務や、本年10月の1日からこれまで健康保険に加入しておりました自治体に勤める短時間勤務職員が公務員と同じように共済組合へ加入することができるように制度変更が施行されますので、これに係るシステム対応業務などの委託料を計上しております。そのほかに、令和3年度から導入しております会議等を行う際に、議事の録音と同時に会議録を作成することができるAI録音システムの使用料などを計上している科目でございます。

5ページをお願いいたします。

事業名はふるさとさきそさき応援事業費、本年度要求額は8,774万8,000円でございます。この予算は、専門のサイトを通じまして町外在住者の方から寄附を募り、寄せられた寄附額を寄附者の意向に沿うように町の各種事業に充当するとともに、寄附をしていただいた方に対しましては、寄附額に応じた返礼品をお送りするための経費を計上している予算でございます。現在、本町の返礼品といたしましては52品目を用意させていただいております。それらをさとふる、楽天、ふるさとチョイス、ANAといった4つの専門サイトに掲載させていただいております。また、PRにも力を入れておまして、令和2年度では動画の作成を、令和3年度では、専門雑誌への記事の掲載やイベントへ出展してのPRなどを行ってまいりました。令和4年度におきましても、新たな手法を模索しつつ、これまで以上にPRに力を入れていきたいと考えているところでございます。さらに、さとふる等の専門サイトと連携いたしまして、町内の新たな返礼品の掘り起こしにも力を入れ、寄附額の増額を目指していきたいと考えているところでございます。

ページ、飛んでいただきまして、9ページをお願いいたします。

事業名は庁舎等施設維持管理経費となります。本年度要求額は4,685万3,000でございます。この予算は、複合型庁舎及び福祉教育センターの維持管理に係る経費を計上している予算でございます。令和4年度では、西対海地・和泉線道路改良工事に伴いまして、庁舎の北側でございます車庫の外壁の一部が支障となりますので、これを解消する

のに必要な経費及び三崎地内に設置されております町内の案内看板が老朽化しておりますので、これに伴いこれを撤去するための経費、また、消防施設の点検の際に指摘を受けております福祉センターのエアコン用の燃料の地下タンクの内面の腐食を防止するための工事、これらに要する経費を計上しているものでございます。

さらに、令和4年度からは、複合型庁舎、小中学校で使用する電気に木曾岬メガソーラーで発電をされましたフィット電源を最大限活用した再生可能エネルギー電源を導入する予定としております。これらを導入することによりまして、電気の地産地消を図るとともに、地域の二酸化炭素の排出抑制にもつなげ、ゼロカーボンシティの実現に向けての大きな第一歩にしたいと考えているところでございます。なお、かかる電気代につきましては、現在の試算では、現在の電気料金よりも3施設の合計で年間で37万円ほどの追加となる予定でございますが、こちらにつきましては、現在中部電力から受けておる割引制度がなくなるための増額というふうなことになっておるものでございます。

ページ、また飛んでいただきまして、11ページのほうをお願いいたします。

事業名は公用車施設維持管理経費ということで、本年度要求額は346万9,000円となっております。この予算は、総務政策課で管理いたします公用車に関する経費を計上している予算でございます。令和4年度におきましては、現行の町長車、こちらの経年劣化を機に新たなリース車両にしたいということで、この導入費用を計上しているものでございます。車種につきましては現在検討中でございますが、ゼロカーボンシティと、そういった実現の観点から電気自動車の導入を計画しているものでございます。また、このリース代のほかに、交通事故防止、犯罪防止の両面から効果があるとされておりましてドライブレコーダーの設置に関しまして、役場で保有しております全公用車20台分にそれぞれドライブレコーダーを設置するための経費もこちらで計上しているものでございます。

ページ、飛んでいただきまして、15ページをお願いいたします。

事業名は地域まちづくり推進事業費でございます。本年度要求額は401万5,000円でございます。地域コミュニティの強化や地域活性化を目的に、地域住民が主体的に活動を行っている自治会に対しまして、その活動内容に応じて交付金を交付するための経費を計上している予算でございます。対象の36自治会に対しまして、交付金400万円を計上しているということになっております。なお、令和3年度におきましては、現在29自治会から申請を受けておりまして、371万円ほどの申請を受けて、実績報告書が提出された自治会に対しまして順次交付させていただいているところでございます。いまだ申請のない自治会に対しましては、申請書の提出を促しているというような状況でございます。

16ページをお願いいたします。

事業名は総合計画策定事業でございます。本年度要求額は743万円でございます。現在の第5次総合計画の計画期間が平成26年度から令和5年度までとなっておりますので、

次の計画期間、令和6年度から10年間で第6次総合計画の策定業務ということで検討していきたいと考えておりますので、これに係る経費を計上しているものでございます。令和4年度におきましては、調査から骨子案の作成までに要する経費を計上しております。なお、令和5年度におきましては、計画書の策定に要する経費を計上したいというふうに考えておりますことから、予算書のほうの7ページの第2表、債務負担行為に、この金額を計上しているというものでございます。

17ページをお願いいたします。

事業名はまち・ひと・しごと創生事業費、本年度要求額は840万6,000円でございます。令和4年度では、第2期総合戦略に掲げました15の施策を具体的に実施していくというふうな方針を持っておりまして、人口減少対策会議におきまして、施策を実現していくために会議の構成員である職員がどのように関わっていくか、そういったことを検討していく場として年間5回の開催を計画しております。また、現在、これら15の施策のうちユーチューブを活用した広報戦略やわいわい市場の開催、コワーキングスペースの活用や起業家支援といった様々な施策に対しまして、数社の民間事業者の方から実施に向けての御提案をいただいておりますので、これらの御提案を参考に、検討、実行していくための経費も計上させていただいているというものでございます。

ページ、飛びまして、24ページをお願いいたします。

事業名は三重県議会議員選挙費ということで、本年度要求額は350万でございます。三重県議会議員選挙は、令和5年の4月の初旬に予定をされております。これに伴いまして、令和4年度中に支出が必要な期日前投票に要する経費やその他事務準備経費、これを計上している予算でございまして、県からの委託金を財源としているものでございます。

続く、25ページでございます。

参議院議員通常選挙費でございます。本年度要求額は700万円でございます。令和4年7月下旬頃に予定がされております参議院通常選挙の執行管理に要する経費を計上しているもので、県支出金の委託金を財源としているものでございます。

27ページをお願いいたします。

地方債の元金償還金、本年度要求額は2億3,542万2,000円でございます。地方債の償還に要する経費のうち元金の支払いについて計上している予算でございまして、事業説明欄記載の件数分の計上をしているものでございます。なお、防災行政無線のデジタル化更新工事と小学校トイレ改修工事、田代・小学校線の道路改良工事、こちらの財源として発行いたしました地方債の元金償還は令和4年度から始まりますので、前年度よりもこの金額は増額となっているというものでございます。

28ページをお願いいたします。

地方債の利子償還金でございます。本年度要求額は1,058万7,000円でございます。町債の償還に要する経費でございまして、利子の支払いについて計上しているもの

でございます。事業欄説明のとおりでございます。

○委員長（三輪一雅君） 説明は続いてございますが、ここで休憩といたします。再開は11時15分ということですのでよろしくをお願いします。

午前11時 1分休憩

午前11時15分再開

○委員長（三輪一雅君） では、休憩を解き、委員会に戻します。

説明が続いておりますが、引き続き、税務課さんですか、よろしくをお願いします。

○税務課長（藤井光利君） では、引き続き、令和4年度の当初予算について説明を申し上げます。

先ほど総務課長が申しあげました当初予算のポイントを補足するという形で、当税務課につきましては、まず、歳入のほうから説明をさせていただきますので、令和4年度町税の概要という横刷りの資料を御覧ください。

それでは、令和4年度町税の概要について説明をさせていただきます。

町税の概要につきましては、4つにカテゴリーを分けまして、まず、個人の町民税について説明を申し上げます。

説明欄について読ませていただきまして、説明をさせていただきます。

対前年比につきましては7.7%増ということですが、令和3年度の当初予算ではコロナ感染症による減収を見込みましたが、大きなそこまで僕らが当初見込んだよりは影響は受けませんでした。ただ、ここ3年間の実績を見ますと、個人所得についてはどちらかといえば減少傾向にあるという反面、寄附金税額の控除などは増加傾向にあるため、令和2年度の決算と比較しますと1割程度減収を見込んだということでもあります。

続きまして、法人の町民税につきましては、同様に26.2%の対前年比増ということですが、令和3年度の当初予算では、先ほどの個人と同様、それほど減収は見られなかったけれども、3年度の当初に比べては1,255万円の増ということになったけれども、同様、令和2年度決算に比べれば1割程度減少するであろうというふうに見込みをさせていただいたということでもあります。

続きまして、固定資産税につきましては、まず、土地につきましては、新輪工業団地の公用地の売却4社に伴う新規課税がありましたので200万円の増額を、それから、家屋につきましては、新築住宅に対する減免期間の3年なら3年、5年なら5年の満了がありましたので、それについて690万円ほどの増額を、それから、償却資産につきましては、過去3年の伸び率を考慮いたしまして70万円の増額を見込んだということでもあります。

さらに、次、国有資産等所在市町村交付金につきましては、木曾岬干拓地内の県有地の貸付面積が増えたということで、従来のメガソーラーの部分にプラスアルファがありましたので、その分の増額を見込んだということでもあります。

次、最下段、その他の町税は、軽自動車税と市町村たばこ税と入湯税です。軽自動車税

につきましては、主に新規登録から13年を越した重課税に関して、車両の登録が増えるであろうということで見込みまして、146万7,000円の増額を見込んだということでもあります。それから、市町村たばこ税につきましては、過去の伸び率を考慮いたしまして、230万円の減額を見込んだということでもあります。それから、入湯税につきましては、おおむね令和3年度の当初と同程度の見込みができるだろうということで見込んだものであります。

続きまして、歳出の予算要求書に戻っていただきまして、税務課所管につきましては、30ページからで説明をさせていただきます。

それでは、税務課所管については30ページからですので、30ページから説明をさせていただくわけですけれども、30から31につきましては、人件費及び経常経費を計上しているものでありますので省略いたしまして、32ページを御覧ください。

32ページにつきましては、賦課徴収経費であります。本年度要求額3,913万6,000円でございます。この予算の中には、地方税務手続の電子化に伴う経費といたしまして、軽自動車の車検時に納税証明書を提示しなくてもオンライン上で確認できるようにするという国がシステムを用意しておりますので、国が用意するシステムに乗っかる経費というものを新たに計上いたしておりますので、それが主な改正というか、従来と違う部分でありますので、特筆して説明をさせていただきます。

税務課は以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 続きまして、住民課所管分の主要事業の要点を説明させていただきます。

35ページをお願いいたします。

会計年度の任用職員の人件費でございます。本年度要求額は287万1,000円でございます。この予算では、個人番号カード事業に携わる会計年度任用職員の1名分の人件費を計上しております。最下段の歳入内訳の国庫支出金でございますが、個人番号カード交付事務補助金の受入れを見込むものでございます。

ページ、めくっていただきまして、36ページをお願いいたします。

戸籍住民基本台帳費でございます。本年度要求額1,967万9,000円でございます。この予算では、各種証明、コンビニエンスストアにおける自動交付に係る費用を計上しております。事業説明欄、主なものでございますが、上から4段目の戸籍の法改正の対応システムの改修業務の委託料でございますが、戸籍の広域交付や他の行政機関との情報連携に要するシステムの改修の費用でございます。なお、戸籍の広域交付につきましては、令和6年3月の開始予定ということで予定されております。

歳入内訳のうち主なものでございますが、国庫支出金の社会保障・税番号システムの整備費補助金649万3,000円につきましては、戸籍法の改正対応システムの改修業務委託料609万7,000円と、符号取得の委託料39万6,000円の受入れを見込む

ものでございます。

ページ、飛びまして、38ページをお願いいたします。

個人番号カード事業費でございます。本年度要求額410万8,000円でございます。個人番号カードの申請や交付に関する業務となります。事業説明欄の業務委託料は、個人番号カードの申請事務等に携わる1名分の派遣職員に係るものでございます。歳入内訳の国庫支出金につきましては、個人番号カード交付事務費補助金の受入れを見込むものでございます。

住民課所管分は以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） 続きまして、産業課所管部分の説明をさせていただきます。

ページのほうは、108ページをお願いします。

事業名、農業委員会費、本年度要求額218万2,000円でございます。この予算は、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止、中間管理事業の促進などの現場活動や農地法に基づく農地の売買や貸し借り、それから、農地転用などの許認可等の法令業務及び現地確認を行う農業委員会の運営経費を計上したものでございます。主に農業委員会委員9名、農地利用最適化推進委員5名の委員報酬や、農地情報公開システム運用システム業務委託料では、令和3年度より本格運用を開始しております全国農地ナビの操作に関する電話サポート支援を予算計上したものでございます。

ページのほう、おめくりいただき、112ページをお願いします。

事業名、農業振興費、本年度要求額315万1,000円でございます。この予算は、持続可能な農業に取り組む農業者団体の活動を支援する各農業団体への補助金をはじめ地域農業再生協議会と連携し需要に応じた米の生産等の推進に要する事務的経費の補助金である経営所得安定対策等推進事業補助金では、国が令和3年度より進めております国への各種申請手続をインターネットを利用して電子的に手続を行うためのe-MAFF導入に伴う経費、経営所得安定対策等推進事業補助金を特定財源としているものでございます。

ページ、おめくりいただき、119ページをお願いします。

事業名、需給調整推進対策事業費、本年度要求額662万5,000円でございます。この予算は、主食用米の需要が減少する中で、需要に応じた米の生産等の推進や農地の集積・集約化の推進に係る町単独事業の経費を計上しており、需給調整推進対策補助金は麦や加工米、水稻共同防除等の需給調整に対する補助金で、農地集積集約化支援補助金は、町内農地の集積率を向上させるため、農地の集積、集約に対し補助を行うものでございます。

ページ、おめくりいただき、122ページをお願いします。

事業名、産業文化祭費、本年度要求額380万円でございます。この予算は、町の産業や文化、健康と福祉をテーマとした伸びゆく木曾岬町のふれあい広場を実施する実行委員会の補助金を計上しているものでございます。

ページ、おめくりいただき、125ページをお願いします。

事業名、多面的機能支払事業費、本年度要求額2,096万6,000円でございます。この予算は、農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するもので、主に町内16地区と1組織で取り組んでおります活動に係る事業負担金を計上しているものでございます。多面的機能支払事業交付金を特定財源としており、その補助率は4分の3でございます。

126ページをお願いします。

事業名、地籍調査事業費、本年度要求額926万4,000円でございます。この予算は、土地の最も基礎的な情報であります地籍を明らかにし、その結果を記録することにより課税の適正化、公共事業の円滑化、災害復旧の迅速化を図る地籍調査事業に要する経費を計上したもので、地籍調査事業委託料は、令和元年度に着手しました上和泉地区及び令和4年度に新たに着手する源緑輪中地区を計画しております。地籍調査認証事務支援及び電子化業務委託料は、上和泉地区の令和3年度調査分を計画しているものでございます。地籍調査事業費補助金を特定財源としており、その補助率は4分の3でございます。

127ページをお願いします。

事業名、湛水防除費、本年度要求額4,820万円でございます。この予算は、農産物の湛水被害を防止するための県営湛水防除事業に要する経費や町内排水機場の適正な維持管理に要する経費を計上しております。木曾岬町土地改良区への排水機場維持管理補助金のほか、県営湛水防除事業の木曾岬2期地区事業費負担金及び近江島地区事業費負担金は、各排水機場改修工事の町負担分で、新規県営事業計画書策定業務では、昨年より進めています中央幹線排水路の県営事業の事業化に向けた事業計画策定と、同計画の受益地の地番特定作業に要する委託料を計上しているものでございます。

128ページをお願いします。

事業名、地域用水機能増進事業費、本年度要求額419万円でございます。この予算は、幹線排水路の遊歩道や上流・中流・下流ポケットパーク、発生源対策、施設の適正な維持管理を行う経費を計上しております。発生源対策用ポンプの電気代のほか、委託料では、中央幹線排水路沿いの遊歩道及びポケットパーク3か所の除草、樹木の剪定等や、発生源対策施設の汚泥抜き取り等の維持管理経費を計上しているものでございます。

ページ、おめくりいただき、130ページをお願いします。

事業名、商工振興費、本年度要求額438万円でございます。この予算は、商工業の振興を図るため、商工会が行う事業を支援する商工会の運営補助金を主に計上しているものでございます。

131ページをお願いします。

事業名、観光費、本年度要求額1,626万2,000円でございます。この予算は、町道鍋田川線桜並木等の観光資源の適正な維持管理を行うための経費や観光協会が行う事

業を支援する補助金を計上しており、委託料では、桜並木の消毒、剪定、伐採などに要する業務委託のほか、クビアカツヤカミキリの防除に係る業務委託として、防除剤や樹幹注入、幼虫活動期である7月から9月の定期的な巡視などに対する経費を計上しております。また、木祖村との交流事業に要する経費として、車借上料や出展材料代を計上しているものでございます。入湯税のほか、みえ森と緑の県民税市町交付金や同交付金の基金繰入金を特定財源とするものでございます。

産業課所管部分の説明は以上でございます。

○建設課長（黒田良人君） 次、建設課所管分について御説明させていただきます。

ページ、おめくりいただきまして、134ページ、お願いいたします。

事業名、土木総務費でございます。本年度要求額247万7,000円となっております。この予算は、土木業務に係る事務的経費全般を計上するものでございまして、主な内容といたしましては、土木積算システムの使用料やシステム端末購入費などを計上するものでございます。システム端末機につきましては、現在5年リースの契約を行っているところですが、来年度で満了となることからいろいろ精査した結果、購入したほうが安価ということで、購入の対応をするものでございます。

次、歳入内訳でございますが、建設基準法施行事務交付金や国交省からの受託事務であります木曾川堤防の清掃事業受託収入などを特定財源としておるところでございます。

次、ページをおめくりいただきまして、135ページ、お願いいたします。

道路橋梁維持費、本年度要求額7,273万2,000円でございます。この予算は、町道の維持管理や施設の長寿命化を図るための費用を計上するものでございます。主なものといたしまして、橋梁の長寿命化対策といたしまして、橋梁点検、これは35橋、修繕設計2橋、橋梁修繕工事2橋を行うものでございます。また、鍋田川線関連といたしましては、路面清掃や除草、昨年度から引き続きであります竹林伐採などの業務委託に加えまして、鍋田川線沿いには桜以外にも高木が60本ほど植樹されておりますが、これらの高木の枝が隣地まで伸びているような状況もありますことから、今年度におきましては高木剪定費も計上するものでございまして、60本分を3か年で実施したいと考えております。また、鍋田川線の舗装修繕工事でございますが、令和3年度で交付金事業としては1年間の完了をしたところでございますが、当初の舗装を行ったところに傷みが見られる状況であることから、今後、傷みの大きいところからまた順番に舗装修繕を実施していく予定でございます。本年度は辰高団地付近について実施する予定でございます。また、その他の路線における舗装修繕でございますが、優先度が高い順に舗装修繕を行っていくこととしておりまして、今年度は上藤里源緑線、それと、木曾川線の近江島付近の道路が盛り上がりつつある部分、通行車両が跳ね上がってしまうような危険なところについて、舗装修繕を行っていく予定でございます。歳入の内訳でございますが、道路反則金を原資としております地方交付金でございます交通安全対策特別交付金、それと、道路占用物の占用料で

あります土木使用料、また、橋梁長寿命化におきましては、国の補助であります社会資本整備交付金を特定財源としているところでございます。

次、ページ、おめくりいただきまして、137ページをお願いいたします。

道路新設改良費、本年度要求額3,901万2,000円でございます。この予算は、道路の新設整備や拡幅などの道路改良工事を実施するものでございます。主なものとしたしましては、まず、上加路戸横断線におきまして、調査設計業務ということで、詳細設計や用地測量業務を実施するものでございます。これは町内において新たな南北軸を形成し、町内の道路ネットワークの拡充を図るものでございます。また、西対海地・和泉線につきましては、引き続き、道路改良工事の進捗を図るとともに、役場所有の倉庫が支障となることから一部取壊しのための補償費を計上するものでございます。なお、西対海地・和泉線の工事につきましては、先ほどの補正予算でも御説明させていただきましたが、国土強靱化5か年加速化対策で前倒しで予算をいただいておりますので、その予算2,800万円と併せての執行となります。

次、外平喜・小学校線でございますが、隣接する用水路に蓋をかけて歩道とするというものでございます。設計が完了したことから、令和4年度から工事着手に図るものでございます。歳入内訳でございますが、国の補助金であります社会資本整備交付金、それと、地方債であります公共事業等債を歳入としております。

次、138ページの河川総務費、そして、139ページの都市下水道費で、また、飛ばしまして、141ページの公園費につきましては、例年どおりの維持管理費を計上するものでございまして、また、事業欄記載のとおりとなっておりますので御確認いただければと思います。

次、142ページになります。

142ページ、住宅費です。本年度要求額437万6,000円でございます。この予算は、住宅耐震や空き家の有効活用を促進するものでございまして、住宅の耐震診断や設計工事、除却に対する補助金や空き家改修支援のための補助金の予算を計上するものでございます。耐震診断につきましては、昨年度と同様に3件を見込んでおります。設計についても昨年度と同様に1件としております。また、補強工事につきましては、令和3年度におきまして設計を行った案件は1件ございますので、その工事実施分を見込んでおるところでございます。また、除却につきましても、令和3年度に相談を受けておることから、その対応分を計上しているところでございます。空き家改修支援補助金でございますが、令和3年の12月から空き家バンクの運用を開始したところでございますので、これらを活用した補助金の活用というのは期待するところでございまして、現在の登録物件としたしましては2件、今、登録手続中が4件ございますので、これらが完了しますと6件登録物件となってホームページに掲載されることとなります。また、利用者登録につきましては、現在1件行われておりますが、また、窓口にも利用者登録の相談も何件かいただい

おりますので、これらの方々と物件がマッチングできればと期待をしているところでございます。歳入内訳につきましては、国の補助金であります社会資本整備交付金や木造耐震に係る県の各種補助金を特定財源としているところでございます。

建設課所管分については、以上でございます。

○会計管理者（山田克己君） 次、会計課からでございます。

143ページでございます。

事業名は会計管理費で、本年度要求額は62万円でございます。この予算は、町の会計事務を行うための費用でございます。内訳は、事業説明欄にございますように、決算書の作成費用や公金の振替手数料などがございます。

会計課からは以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 続きまして、危機管理課所管分の説明をさせていただきます。

144ページをお願いいたします。

事業名、高度情報処理対策費、本年度要求額8,535万5,000円でございます。この予算は、行政事務の電算化による情報システムの適正な運用管理及びセキュリティ対策の強化に係る経費であり、住民情報系及び内部情報系それぞれのシステムやネットワークセキュリティ機器の保守委託料及び使用料を計上し、インターネットエクスプローラのサポート終了に伴う町ホームページのバージョンアップ経費やハード保守終了に伴う情報セキュリティ対策機器の更新などを計上しております。

続いて、146ページをお願いいたします。

事業名、自主運行バス運行事業費、本年度要求額4,419万9,000円で、この予算は、自主運行バス事業の運行経費であり、運行管理委託料や令和2年度から通常運行に使用しているリース車両3台の賃借料が主なもので、自主運行バスの使用料を特定財源としております。また、本年4月から源緑見入線の起点を町体育館へ延伸し、交通空白地を解消するものでございます。

続いて、147ページ、事業名、防犯事業経費、本年度要求額1,196万7,000円でございます。この予算は、年末夜警に要する消防団員の出動報酬、安全灯などの電気料や地域BWAを活用したみまもりサービスに係る防犯関係の経費で、本年度につきましては、国道23号と県道バイパスの交差点北側に新たに防犯カメラを設置する費用についても計上しております。その他につきましては、事業説明欄記載のとおりでございます。

続いて、150ページをお願いいたします。

事業名、消防事務委託事業、本年度要求額1億4,638万8,000円でございます。この予算は、桑名市に消防事務を委託するための経費などを計上しております。本年度、長島木曾岬分署において、はしご付消防車を更新することから増額予算となっており、その経費については、一般単独事業債を特定財源としております。

152ページ、お願いいたします。

事業名、消防施設経費、本年度要求額2,189万5,000円でございます。この予算は、消防水利や消防団施設の整備、維持管理などに要する経費で、第3分団消防車格納庫塗装工事や第1分団消防ポンプ自動車の購入費などを計上しているほか、水道管布設替え工事などに伴う消防水利対象経費として、水道事業会計への負担金を計上しています。なお、消防ポンプ自動車については、一般単独事業債を特定財源としております。

続く、153ページ、事業名、水防費、本年度要求額111万3,000円でございます。この予算は、水防倉庫の維持管理に要する経費で、本年度につきましては、和富水防倉庫の塗装工事などを計上しております。

154ページ、お願いいたします。

事業名、災害対策経費、本年度要求額1,416万7,000円でございます。この予算は、災害予防、災害対策に要する経費で、源緑輪中地区自主防災会の倉庫や資機材、防災備蓄品の購入費や防災行政無線設備や防災センターなどの保守委託料などを計上し、津波対策推進事業補助金のほか、地域減災力強化推進補助金や三重県市町村市職員互助会公益事業補助金などを特定財源としております。その他につきましては、事業説明欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○**議会事務局長（平松孝浩君）** 次に、議会事務局関係予算の説明をさせていただきます。

ページは、198ページになります。

198ページ、199ページにつきましては人件費関係になりますので、説明は割愛させていただきます、ページをおめくりいただき、200ページをお願いいたします。

事業名が議会運営費で、予算要求額589万円でございます。この予算は、住民の負託に応えるため議会運営を適切に実施するための予算で、事業説明欄、下から3段目の第2委員会室の椅子の取替えに係る備品購入費を新規予算として計上しております。その他は経常的な予算で、事業説明欄記載のとおりでございます。

次に、201ページの事業名、議会広報費、202ページの文書広報費、203ページの監査委員費では、経常的な予算で、事業説明欄記載のとおりでございます。

以上が令和4年度一般会計当初予算の所管部分でございます。

○**委員長（三輪一雅君）** 事務局の説明が終わりました。

ここで休憩といたします。再開は1時半からといたします。よろしくをお願いいたします。

午前11時43分休憩

午後 1時30分再開

○**委員長（三輪一雅君）** 休憩を解き、委員会に戻します。

先ほど議案第16号に関しまして執行部側より説明を受けました。

ただいまより質疑に入りたいと思います。

御質疑がある方は御発言ください。

○副委員長（古村 護君） では、事業要求書の中で、まず、32ページです。32ページの事業説明の中に鑑定評価委託料って423万2,000円今年度あるんですけども、前年度が78万1,000円だった関係もあって、今年度はこういった事業をやるのか、教えてください。

それから、引き続きで申し訳ない、4点ほどありますので。

次が129ページなんですけれども、水産振興費の関係で、事業説明には書いていないんですけども、今年度、漁業組合の補助金関係が100万円なしになっている関係もあって、これがなぜなしになったのかなという経緯を教えてくださいなと思っています。

漁業組合に関しては、月火、木曜日、金曜日とかとやってみえますし、それより海苔関係のほうもふるさと納税の返礼品なんかにもなっている関係もあって、水産業振興というところで全額なくなったことがこういったところからなのかなというのが知りたいです。

それから、131ページの観光費の関係で、ここには記載していないんですけども、工事請負費として修繕工事30万円が計上されているんですけども、需用費の修繕料ではなくて工事請負費になっているから、その内容がもしあれば教えてくださいな。

それと、最後ですけども、152ページの今年度事業説明の中で、第1分団の消防ポンプ自動車購入費が計上されているんですけども、先回の導入時においては2か年か何かで更新されたかと思うんですけども、これが今回第1分団消防ポンプになっていますので、今後、年次計画を持って更新していくのか、今回、第1分団からというふうに配備していくということなのか、あるいはこれだけの車なのかというところもあって、明細というか、詳細も教えてくださいなと思います。よろしくお願いします。

以上、4点です。

○税務課長（藤井光利君） それでは、鑑定評価委託料のお話をさせていただきます。

これは、委員も御存じのとおり、固定資産税については3年間評価見直しというか、3年スパンで評価をしているということで、今、令和3年の時点の評価を使って固定資産税をかけさせていただいておるということで、次は3年後、令和6年の評価に向かって逐次、1年度目、2年度目、3年度目という形で評価しながら、今度、令和6年度の評価に向かっていっているところの最中の途中の段階ということで、まず、評価替えにつきましては、今56地点ありまして、木曾岬干拓地にも評価地点を設けて評価していく作業、それから、あと、木曾岬干拓地内の中で評価鑑定をまた別個でする作業がありまして、それぞれ令和5年1月時点での作業をするものもありまして、それで、あと、3年に1回ということは今申し上げたんですけども、例えば時点修正をして、下落する場合はその途中でも見直しをする。だけど、高くなるものについては3年間動かさないみたいなルールがありまして、なので、マイナーチェンジを繰り返しながら、4月1日時点もある。だけど、3年間の固定もあるみたいなことの鑑定をそれぞれ3年間の中で行っていく中の作業で、だから、

3年行ったので。3年というのは2年の時点のやつをしますので、3、4、5なので、令和4年度は2年目になりますので、その時点の適切な鑑定をやっていく作業の1つということで委託料を上げさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） まず、129ページの漁業組合の補助金についてですけど、漁業組合さんに関しましては、今年の8月に組合の解散を予定されて、現在そちらに向かって進んでいます。

その中で、ごく一部の方だけが伊曾島漁協へ行かれるということで、それ以外の方は准組合員の方も含めて漁業組合員じゃなくなるということもあって、今、補助金の額も含めて、漁業さんとどうしていこうかということで協議中であることから、今後、確定しましたら補正予算で対応するというところでさせてもらっています。

それから、もう一枚めくっていただいて、131ページなのですが、工事請負費に関しましては、令和4年度、株式会社ポケモンから三重県内全市町にマンホールの蓋の寄贈があります。各市町1枚ずつなのですが、ただ、マンホールの蓋が1枚寄贈されるだけで、工事については各市町持ちということなので、これの工事費を予算化しているものがございます。

産業課は以上です。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 152ページの消防施設経費の中の第1分団の消防ポンプ自動車の購入費でございますけれども、令和4年度から1年に1台ずつなので、令和4年度が第1分団、令和5年度が第2分団という形で、年1台ずつで更新の計画を立てているものがございます。

ちなみに、前回の更新は2か年で、第1、第2、第3を初年度、2年目に第4、第5分団をとというふうで更新しておりますが、予算の平準化というところも考えまして、年1台ずつでの更新の計画とさせていただいております。

以上です。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんでしょうか。

○委員（伊藤 守君） 137ページの町道外平喜・小学校線避難路整備工事ということで、要はここは通学路ということで、水路のところの蓋をするということですか。

○建設課長（黒田良人君） 今、委員の御指摘のとおり、横の水路のところの蓋をかけるという工事でございます。

○委員（伊藤 守君） 網の蓋なのか、蓋でもいろいろあると思うんですけど。

○建設課長（黒田良人君） 今検討しているところなのですが、グレーチングでできたらなど考えているところです。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんでしょうか。

○委員（伊藤好博君） 135ページの道路橋梁維持費のところ、事業説明に上がって

おりますが、鍋田川線の舗装修繕工事で1,600万ほど上がっておりますが、以前にも鍋田川の舗装の修繕で質問したんですが、1,600万ぐらいだと、メーター数としてどれだけでもやれないと思うんですね。なるべく継ぎ目等を少なくして振動を少なくするというふうにお答えいただいておりますが、1,600万ぐらいだったら、100メーター、何メーターできるのか、私も分からないんですけど、今までと同じような予算で、少ないときは今までも800万円のときもあったんですけど、ものの50メーターもできないというときもあったので、継ぎ目を少なくしてこれからはやっていくという答弁だったんですけど、えらい長くなっていないなと思うんですが、そのところはどうか。

○建設課長（黒田良人君） この鍋田川線でございますが、今、大体想定している延長が200メーターから300メーターぐらいの間、それなりの延長が実はできてまして、今回はあくまでも舗装の表面だけですので、路盤も要らないので、予算がそれでも結構延長は伸びるんですね。

辰高団地のところを今回やっていくんですが、なかなか一発は確かに厳しい状態です。というのは、日当たり施工量というのがあって、どっちにしても舗装で1日で打てる面積って能力があるので、どうしても辰高団地全体で一発というのはちょっと厳しいです。

そういった中で、なるべく延長をとという中で、今は200何メーターぐらい、200から300メーターぐらいで、なるべく振動の影響がないようなところで継ぎ目を造りたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんか。

では、ここで私からも質問をしたいので、暫時、委員長職を副委員長と交代させていただきます。

○副委員長（古村 護君） それでは、暫時、委員長の職務を代わりますので、よろしくお願いたします。

質疑を行います。

○委員長（三輪一雅君） まず、11ページの総務管理費、公用車施設維持管理費、車借上料で今回161万円上がっています。それで、町長車が1台と公用車2台の3台を替えるということですがけれども、要は既存の車両の2台の分の年間走行距離ってどの程度なのかと、町長車の年間走行距離はどの程度走られている車なのかというのを教えてください。3台ともEV化するのかどうかというのも教えてください。

それと、148ページの総務管理費、地域BWA事業費なんですけれども、以前からいろいろ研究しながら今後展開を進めていきたいというお話は伺っておったんですけども、今回新しい新年度予算を見ていく中で、以前と変わったというような部分がないのかなというふうに見受けられました。その辺りはどのように考えているのかというのを教えてください。

それと、課は違うんですが、今回教育課のほうで学校のカメラを新規入替えるというようにお話がありました。でも、せっかくBWAがあればシステムを新たに教育課のほうで入れ替えなくても、この辺を連携させることができなかつたのかなというのも思ったりもしたんですけれども、この辺りは教育課と相談とか連携というのを図って検討はされたのかどうか、その辺りをお聞きしたいと思います。

○総務政策課長（小島裕紹君） まず、公用車の走行距離の関係でございますけれども、今手元に資料がございませんので……。

○委員長（三輪一雅君） 概算で結構です。

○総務政策課長（小島裕紹君） 概算で大丈夫ですか。

今総務課で管理しておりますのが、フィルダーという車が2台と、あと、町長車ということになります。フィルダーは津への出張に各課の職員が使いますので、おおむね年間で6,000キロぐらいかなというふうな感じです。町長車に関しましてはそれよりは少ないだろうというふうな想定はしておりますが、基本的には津に行くことと名古屋に行くことがメインになっていますので、そこまでの回数はないと思いますので、そこまでは行っていないというふうに考えております。

電気化の話でございますけれども、令和4年度に関しましては、あくまでも今の状況の中では町長車だけをさせていただこうかなと。といいますのは、今のフィルダーはまだリース期間は残っていますので、それはリース満了時まで今のままで行きたいというふうに考えておりますが、ただ、将来的にゼロカーボンという中で、町所有の車はいずれかの段階では電気化を図っていかなければならないのかなというふうに、今、想定はしているところです。

以上です。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 御質問いただきましたBWAの展開というところでございますけれども、具体的に何かというところまで煮詰まっていないというのが現状でございます。ただ、人口減少プロジェクト会議とかというところにおいても、木曾岬町のIoT推進ラボというところも参加させていただいて、その中での具体的施策とBWAをどうやってつなげるとか連携できるのかというところで、今、いろいろ施策を揉んでいるという状況でございます。

それと、学校のカメラについてですけれども、正直、教育課からの協議というのはありませんでした。ただ、システムの学校のほうがそのまま無線ではなくて有線でつなぐというカメラであれば、多分、BWAというところとはすみ分けが必要なのかなというところがあるのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（三輪一雅君） 先にBWAのほうを。無線ではないということもあつたんですけど、今回システムを全部入れ替えるということだったので、そしたら、そういうところ

に乗ったほうがせつかくあるのであればよかったのかなと。カメラだけではなくてシステムを全部入れ替えるような話でしたので、そう考えたときにできるなら連携していくのもありなのかと思うので、既に教育課のほうはそれなりの予算を立てているでしょうけれども、活用できるならやはり連携を取ってもらってやってもらうのも1つかなというふうに思います。

それと、先ほどの町長車なんですけれども、一応、町長車だけをEV化するというところで、今のゼロカーボンというのを打ち出すということもあってやっておられるんだと思うんですけど、以前、僕も聞いたことあるのが町長車はそんなに年間走行距離がないというふうで、既存でも10万何キロぐらいですか、十五、六年乗られているんですか、20年ぐらい乗られているんですよね。かなり長い年数を乗られて、距離は大して走られていない中で、EV化をしてもかえってよくないようなデメリットのほうが高いんじゃないかなと私は思って、今まだ過渡期というのもあってバッテリー自体も8年ぐらいから10年ぐらいで大体駄目になってきて交換をしなきゃいかんとか、そうすると、たくさん距離を乗られる方は逆にEVでのCO₂の排出は物すごくメリットがあるんだけど、短距離を乗られる方は逆にマイナスでCO₂排出量は増えるという概念もあって、もうちょっと考えてもらってもいいんじゃないかなと。むしろ、公用車のほう、町長車じゃないほうをEV化していったほうがメリットは高いような気はして。

それと併せて思っていたのは、町長も以前話をされていたのが、災害時に使えたらどうかと思っているということ言われたことがあると思うんですわ。4WDみたいな車を買って、いざ災害のときはそれを使えるというような状況をしておきたいというようなことも言われていて、車庫の関係で入らんかも分からないという、雑談でそんなことも話しておいた記憶があるんですけど、むしろ、うちみたいな災害が懸念されるような町の場合はそういった車を導入したほうがEVを買うよりは全然理にかなっているんじゃないかなというふうに私は思って、その辺をしっかりと一回検討していただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、それについては、どういうふうに思われますか。

○総務政策課長（小島裕紹君） まず、災害時の関係におきましては、私どももそういったことを考えまして、危機管理課のほうで配備させていただいている車はそういったような形の車を整備はさせていただいておりますので、災害時はその車を使うというふうなことを考えております。

EV化に関してはいろいろ種々御意見がある中で、これから令和4年度の考えていかなきゃならないことではあると思うんですけども、1点、今回EV化のほうに目を向けた1つの理由といたしましては、EVを扱っている車メーカーさんのほうで災害時の避難所の電源供給にEV車が使えるということで、桑名市さんはじめ全国各市町で今そういったような協定を結んでいるというような実情もございます。その協定を結びますと、仮に木曾岬町で町内の電源が落ちたときに、全国にあるそのメーカーが持っている電気自動車を

持ってきて電源に使うというような協定の中で、その協定を結ぶ一環の中で町の公用車もEV化したらどうですかという話があったのが1つあります。

その中で、たまたま今回令和4年度で買換えを検討したい車が町長車であったということもありまして、今現状では町長車のほうをとというふうな考えはあるんですけども、委員長がおっしゃっていただいたような検討事項は内部でも実はございますので、今後検討はしていきたいというふうには考えておりますけれども、今の段階、そういった種々の事情もございまして、できたら町長車からEV化を進めていきたいというふうに考えたというような状況でございます。

以上です。

○委員長（三輪一雅君） 今の町長車の関係ですけど、そういうことであれば、それはそれで別に、町長、車自体も古いわけですし、今の時代の流れから考えれば、それ自体も対応法としては大きく間違っておるとかは思わないですけど、やっぱり走行距離のこととかを考えていくと、むしろデメリットのほうが高い気もするし、今の災害協定を結んでいるということであれば、むしろ、町長車以外のところでそれをやっつけていけばいいんじゃないかと思うので、逆に入れ替えたほうがいいんじゃないかと。フィルダーのほうをバッテリー一車に替えていってというのが私はいいような気もしますね。

もう一つ、リースにしていくのもいろいろメリットを考えていくと高いということも聞いておるのでいいんですけど、町長車に関して言うと、長いこと乗られているじゃないですか、今までの状況を見ておっても。むしろ、買ったほうが安いんじゃないかなという気もするんですけど、その辺りはリースにするというふうに変更された理由を教えてくださいなと思います。

○総務政策課長（小島裕紹君） 今回リースを選択させていただいたのは、維持管理経費が購入したときよりも点検とか車検のところで安価に済むという問題と、あと、いつか大きいお金を使わなくて済むというようなことで考えたことでございます。

ただ、そういったことも含めまして、今おっしゃっていただいた意見は検討事項だと思っておりますので、これから検討させていただきたいというふうに考えております。

○副委員長（古村 護君） それでは、委員長の職務を委員長に戻します。

○委員長（三輪一雅君） では、委員長に戻します。

ほかに御質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑ないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第20号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策副参事（中山重徳君） 議案第20号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町土地

取得特別会計予算を説明申し上げます。

お手元の議案書、319ページを御覧ください。

令和4年度三重県桑名郡木曾岬町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、この会計の予算を歳入歳出それぞれ300万円と定めるものでございます。

第2項では、予算の区分及び金額を、第1表、歳入歳出予算に定めることを規定するものでございます。

それでは、当初予算のポイント、土地取得特別会計のページを御覧いただきたいと思えます。

表紙をめくっていただきまして、事業名、財産管理費です。本年度要求額は281万3,000円でございます。この予算は、普通財産の適正な運用及び管理業務を執行する上で必要な予算を計上しており、町が管理する普通財産の維持管理経費と土地貸与による財産貸付収入を一般会計に繰り出すための予算を計上したものでございます。

次ページは、予備費となっておりますので、説明は割愛させていただきたいと思えます。

木曾岬町土地取得特別会計の説明は以上でございます。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。

御質疑ある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第21号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（中里満博君） それでは、議案書、329ページを御覧ください。

議案第21号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

令和4年度三重県桑名郡木曾岬町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条第1項では、予算総額を8,000万円と定め、第2項では、款項の区分ごとの金額を、第1表、歳入歳出予算に定めるものでございます。

第2条では、債務負担行為の規定についてを、第2表、債務負担行為に、第3条では、地方債の起債についてを、第3表、地方債に定めるとするものでございます。

第4条は、一時借入金の限度額を2,000万円とし、第5条では、予算流用の規定を定めるものでございます。

ページをおめくりいただきまして、330、331ページを御覧ください。

第1表の歳入歳出予算でございます。

歳入については6つの款とそれに付随する7つの項、また、歳出については3つの款と3つの項で予算を編成しております。詳細につきましては、後ほど概要にて御説明を申し上げます。

ページをおめくりいただきまして、332ページ、第2表、債務負担行為でございます。

公営企業法適用支援業務として、債務負担行為の期間を令和5年度、限度額を1,200万円とすることをお示しするものでございます。

続いて、333ページでございますが、第3表、地方債でございます。

農業集落排水事業債として、限度額を1,720万円とし、起債の方法、利率、償還の方法をお示ししております。

それでは、別冊の特別会計及び企業会計の概要を御準備いただき、5ページを御覧いただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

(4) 農業集落排水事業特別会計の状況でございます。

まず、歳入歳出予算総額でございますが、それぞれ8,000万円を見込んでおり、前年度と比較しまして400万円の増額となっております。

歳入の主な内訳でございますが、下水道使用料金を含む使用料及び手数料につきましては、令和3年度実績を踏まえ3,038万3,000円を見込んでおり、前年度と比較しまして320万円の増額となっております。一般会計からの繰入金につきましては、3,110万円を見込んでおり、前年度と比較しまして990万円の減額となっております。

次に、歳出でございますが、施設費につきましては、7,608万1,000円を見込んでおり、前年度と比較しまして1,195万9,000円の増額となっております。詳細につきましては、後ほど事業説明資料で御説明させていただきます。公債費につきましては、244万4,000円としており、償還のピークを過ぎていることから、前年度と比較しまして880万4,000円の減額となっております。

それでは、次に、歳出予算要求書事業説明を御覧ください。

ページをおめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

事業名、一般管理費、本年度要求額1,838万8,000円でございます。この予算は、農業集落排水事業に係る事務的経費全般を計上しているものでございまして、今年度の主な内容といたしましては、通常の活動経費に加え、令和6年度から公営企業会計へ移行するための業務委託料やシステム構築費を予算計上するものでございます。なお、公営企業会計への移行に係る業務委託料につきましては、公共下水道事業との費用分担により、2か年の債務負担行為として対応するものでございます。また、システム構築費につきましては、公共下水道事業に加え水道事業も含めた共通システムを構築するため、それぞれの費用分担にて対応する予定でございます。財源となります歳入内訳でございますが、督促

手数料収入に加え、公営企業会計への移行に係る業務につきましては、農業集落排水事業債を特定財源としております。

続きまして、3ページを御覧ください。

事業名、維持管理費、本年度要求額5,497万3,000円でございます。この予算は、4か所のクリーンセンター及び下水道管路などの下水処理施設について、適切な運用を図るための維持管理費を計上するものでございます。今年度の主なものといたしましては、クリーンセンターの点検や維持管理業務、汚泥処理費をはじめとする通常管理業務費に加え、故障中でございます中継ポンプの修繕工事を追加で予算計上するものでございます。歳入内訳でございますが、下水道使用料が特定財源となっております。その他につきましては、事業説明記載のとおりでございます。

4ページから5ページには地方債の元金及び利子の償還金を、6ページには予備費を計上しておりますので、お目直しをお願いいたします。

以上をもちまして、令和4年度農業集落排水事業特別会計当初予算の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。

御質疑のある方は御発言ください。

ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第22号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（中里満博君） それでは、議案書、351ページを御覧ください。

議案第22号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算でございます。

令和4年度三重県桑名郡木曾岬町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条第1項では、予算総額を4億4,900万円と定め、第2項では、款項の区分ごとの金額を、第1表、歳入歳出予算に定めるものでございます。

第2条では、債務負担行為の規定を、第2表、債務負担行為に、第3条では、地方債の規定を、第3表、地方債に定めるものでございます。

第4条では、一時借入金の限度額を5,000万円とし、第5条では、予算流用の規定をそれぞれ定めたものでございます。

ページをおめくりいただきまして、352、353ページを御覧ください。

第1表の歳入歳出予算でございます。

歳入については、7つの款とそれに付随する8つの項、また、歳出については、3つの款と3つの項で予算を編成しております。説明につきましては、後ほど概要にて説明申し上げます。

ページをおめくりいただきまして、354ページ、第2表、債務負担行為でございます。

公営企業法適用支援業務及び東部地区クリーンセンター脱水機改修工事として、それぞれ限度額を1,400万円、7,000万円とすることをお示ししております。期間はいずれも令和5年度までとなります。

続いて、355ページは、第3表、地方債でございます。公共下水道事業債として、限度額を9,750万円とし、起債の方法、利率、償還の方法をお示ししております。

それでは、特別会計及び企業会計の概要、6ページを御覧ください。

(5) 下水道事業特別会計の状況でございます。

令和4年度の歳入歳出予算総額でございますが、4億4,900万円を見込んでおり、前年度と比較しまして1億4,300万円の増額となっております。

歳入の主な内訳でございますが、下水道使用料金を含む使用料及び手数料につきましては、令和3年度の実績を踏まえ5,218万3,000円を見込んでおり、前年度と比較しまして160万円の増額となっております。国庫支出金については、9,330万円を見込んでおり、前年度と比較しまして7,310万円の増額となっております。東部地区クリーンセンターにおける処理施設の長寿命化に係る費用でございますが、補助率は10分の5から10分の5.5となっております。一般会計からの繰入金につきましては、2億370万円を見込んでおり、前年度と比較しまして180万円の減額となっております。

次に、歳出でございますが、施設費につきましては、3億1,953万8,000円を見込んでおり、前年度と比較しまして1億5,835万8,000円の増額となっております。詳細は後ほど事業説明資料で御説明をさせていただきます。公債費につきましては、1億2,786万6,000円としており、前年度と比較しまして、1,580万4,000円の減額となっております。

それでは、次に、歳出予算要求書事業説明を御覧ください。

ページをおめくりいただき、2ページを御覧ください。

事業名、一般管理費、本年度要求額2,212万円でございます。この予算は、公共下水道事業に係る事務的経費全般を計上しているものでございまして、今年度の主な内容といたしましては、通常の活動を経費に加え、令和6年度から公営企業会計へ移行するための業務委託料やシステム構築費を予算計上するものでございます。なお、公営企業会計への移行に係る業務委託料につきましては、農業集落排水事業との費用分担により、2か年の債務負担行為として対応するものでございます。また、システム構築費につきましては、農業集落排水事業に加え水道事業も含めた共通システムを構築するため、それぞれの費用

分担にて対応する予定でございます。歳入内訳でございますが、督促手数料収入に加え公営企業会計への移行に係る業務につきましては、公共下水道事業債を特定財源としております。その他については、事業説明記載のとおりでございます。

続いて、3ページを御覧ください。

事業名、維持管理費、本年度要求額1億770万1,000円でございます。この予算は、東部地区クリーンセンター及び下水道管路などの下水処理施設について適切な運用を図るための維持管理費を計上するものでございまして、今年度の主なものといたしましては、東部地区クリーンセンターの点検や維持管理業務、汚泥処理費をはじめとする通常の管理業務費に加え、処理場の消防設備や電源切替え、開閉切替え器などの修繕費を追加で予算計上するものでございます。歳入内訳でございますが、下水道使用料が特定財源となっております。その他につきましては、事業説明記載のとおりでございます。

ページをおめくりいただき、4ページを御覧ください。

事業名、施設整備費、本年度要求額1億8,030万円でございます。この予算は、東部地区クリーンセンター及び下水道管路などの下水処理施設の施設整備費を計上するものでございまして、今年度の主なものといたしましては、沈砂池ポンプ棟等設計業務委託料でございますが、沈砂池ポンプ棟、水処理施設、重力濃縮槽の3施設の耐震設計を行うものでございます。全員協議会の中でも御説明させていただきましたとおり、令和3年度に契約解除となりました管理棟、汚泥処理施設の耐震工事と併せ、令和6年度に工事発注を行う予定でございます。

次に、脱水場脱水機工事でございますが、東部地区クリーンセンターの長寿命化対策として、現在1号脱水機のみで運用している脱水処理について、故障中の2号脱水機の取替えを行い2系統化するものでございまして、2か年の債務負担行為により対応するものでございます。財源の内訳でございますが、国の補助金であります防災・安全社会資本整備交付金、補助率10分の5から10分の5.5及び公共下水道事業債を特定財源としております。その他につきましては、事業説明記載のとおりでございます。

また、5ページから6ページには地方債の元金及び利子の償還金、7ページには予備費を計上しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上をもちまして、令和4年度公共下水道事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務当局の説明が終わりました。

御質疑ある方は御発言ください。

では、私、ここで質疑をしたいので、暫時、委員長職を副委員長と交代いたします。よろしくお願いたします。

○副委員長（古村 護君） それでは、暫時、委員長の職務を行いますので、よろしくお願いたします。

それでは、質疑を行います。

○委員長(三輪一雅君) 4ページの施設整備費の今回脱水機の工事をやるということで、これは以前から故障していて、以前の説明では2億円ぐらいかかるんじゃないかということは伺っていて、ただ、1号機が壊れれば後がないということもお聞きしていますので早期にやってもらいたいなとは思いますが、2か年ということで、当初そんなにかかるものなのかということを知らなくて、具体的にどういった工事をするのかというのを教えてもらいたいなと思います。中の部品を単純に入れ替えるだけであれば大したことではないのかなと思ったんですが、単純にお金がかかるだけで。そうではなくて、根本的に大がかりな工事をやっていかないと駄目ということなのか、その辺りのことを教えてください。

○建設課長(黒田良人君) 脱水機でございますが、これは受注後の工場製作になりますので、工場製作だけでほぼ1年近くかかります。というのがまず1点。

あと、次が、工事に際しても、この間見学していただいたとおり、あれは2階にあるんですね。なので、大がかりな仮設を造っているようなふうに全部取り外して、それを2階から横に一回引出して、クレーンで降ろしてという形になりますので、脱着に関しても非常に大がかりな工事になりますので、2年程度かかるということとなっております。

以上でございます。

○副委員長(古村 護君) よろしいですか。

○委員長(三輪一雅君) 結構です。

○副委員長(古村 護君) それでは、委員長の職務を委員長に戻します。よろしくお願いいたします。

○委員長(三輪一雅君) では、委員長の職務に戻ります。

ほかに御質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪一雅君) 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第23号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐(中里満博君) それでは、議案書のほうを御覧ください。

議案第23号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算でございます。

令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条では、業務の予定量をお示ししてございます。

(1) 給水戸数は前年度から15戸増の2,492戸、年間総配水量は98万立米で、前年度から4万立米の増を見込んでおります。1日当たりに換算すると2,685立米となります。

(4) 主な建設改良事業としましては、三崎及び下藤里地内の2か所において、老朽管の布設替え工事を実施する予定であることをお示ししております。

第3条では、収益的収入及び支出を、第4条では、資本的収入及び支出をそれぞれ記載してございます。詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、第5条では、予定支出の各項の経費の金額の流用に関する事項を、第6条では、議会の議決を得なければ流用することのできない経費に関する事項、第7条では、棚卸資産の購入限度額をお示ししてございます。

それでは、特別会計及び企業会計の概要の7ページを御覧ください。

(6) 水道事業会計の状況でございます。

①として、収益的収入及び支出でございます。

まず、収入ですが、水道事業収益で1億7,385万4,000円を見込んでおり、前年度と比較しまして4億930万6,000円の減となっております。内訳ですが、営業収益1億7,229万7,000円を見込んでおり、前年度から1,089万8,000円の増となっております。主に水道料金からの収益であり、見込みの有収水量については91万4,000立米と、前年度から3万8,000立米の増としております。営業外収益では、木曾岬干拓地への給水事業が令和3年度で完了することから、大幅減となっております。

次に、支出でございますが、水道事業費用で1億9,308万5,000円を見込んでおり、前年度から3億9,689万9,000円の減となっております。詳細内訳は後ほど説明させていただきますが、営業外費用においても、木曾岬干拓地への給水事業が令和3年度で完成したことから、大幅減となっているものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。

収入といたしましては、359万7,000円を見込んでおり、5億3,574万6,000円の減、支出といたしましては、1,938万7,000円を見込んでおり、5億3,328万4,000円の減となっております。この項目につきましても、木曾岬干拓地への給水事業完了により大幅減となっているものでございます。

続きまして、歳出予算要求書事業説明の資料を御覧ください。

表紙をめくっていただきまして、1ページでございます。

まず、収益的収入及び支出に関する事業説明でございますが、事業名、原水及び浄水費、本年度要求額1億3,377万3,000円でございます。この予算は、安全な水の安定供給を行うため、県水の受水や水質検査、受水場の保守点検のための費用を計上するものでございまして、既設の弘法池受水場及び令和4年度から稼働します新輪受水場の保守点検業務や水質検査、修繕工事等の通常の維持管理費用や県水の受水費などを予算計上するものでございます。県水の受水量につきましては、令和3年度実績を踏まえ98万立米としており、前年度から4万立米の増を見込んでございます。

ページをおめくりいただき、2ページを御覧ください。

事業名、配水及び給水費、本年度要求額673万9,000円でございます。この予算は、配水管及び給水装置に付随する量水器の維持や配水管の漏水に対応するものでございまして、漏水修繕工事費につきましては、今年度の実績を踏まえ80万円の増額を見込んでございます。その他につきましては、事業説明記載のとおりでございます。

続いて、3ページを御覧ください。

事業名、受託給水工事費、本年度要求額185万4,000円でございます。この予算は、消火栓や防火水槽の設置、修繕等の受託工事を実施するものでございまして、今年度につきましては、下藤里地内の防火水槽引込み管の取替えや源緑地内の防火水槽の撤去等の受託工事を実施するものでございます。

ページをおめくりいただき、4ページを御覧ください。

事業名、総係費、本年度要求額2,407万7,000円でございます。この予算は、水道事業を円滑に活動するために必要となる事業活動費全般を計上するものであり、今年度は、通常の活動費に加え、来る大規模地震に対応するため、弘法池受水場の耐震診断を実施するための委託料や、令和6年度に下水道事業が公営企業会計へ移行することに伴い共通の新システムを構築するため、それぞれ費用分担にて対応する予定でございます。その他、事業説明記載のとおりでございます。

ページをおめくりいただきまして、12ページを御覧ください。

資本的収入及び支出に関する事業説明となります。

事業名、配水及び給水施設費、本年度要求額1,779万8,000円でございます。この予算は、安定した水の供給を実施するため、配水管や給水施設の改築や設備の更新を行うための費用を計上するものでございます。今年度につきましては、老朽管更新計画に基づきまして、下藤里地内及び三崎地内で合計630メートル分の水道管布設替え工事を実施するものでございます。

続いて、13ページを御覧ください。

事業名、固定資産購入費、本年度要求額158万9,000円でございます。この事業は、水道事業で必要となる量水器等の固定資産を購入するものであり、今年度は量水器の購入費用として385戸分を予算計上するものでございます。

続きまして、14ページ、予定キャッシュフロー計算書を御覧ください。

当該年度における現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動に区分して表した計算書となります。現金の獲得や支払い能力、資金に関する財務情報を表しております。下から3行目では資金の増減額を記載しており、令和4年度末に資金が1,820万3,970円を減額し、最下段、資金期末残高が9億3,770万4,403円になることを示しております。

続きまして、15ページ、予定損益計算書を御覧ください。

令和4年度末時点における1年間の営業成績を見込むもので、令和4年度の予算が計画どおりの収入支出となりますと、下から3行目、当年度純利益が2,081万8,999円の損失となることを示しております。また、その下、前年度からの繰越利益剰余金を含めますと、当年度未処分利益剰余金は1,561万8,837円のマイナスとなります。

この数字をお記憶にとどめておいていただき、めくっていただき、16ページ、17ページの予定貸借対照表を御覧ください。

財政状況を明らかにするため、この会計が保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示したもので、通常バランスシートと呼ばれるものになります。17ページの6、剰余金(2)を御覧ください。利益剰余金のハ、当年度未処分利益剰余金が先ほどお記憶にとどめていただきました損益計算書の一番下の当年度未処分利益剰余金1,561万8,837円と一致していることを御確認いただければと思います。

令和4年度水道事業会計予算の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(三輪一雅君) 事務当局の説明が終わりました。

御質疑ある方は御発言ください。

○委員(伊藤好博君) 先ほどの説明で、概要説明のときは3,800立米の増という説明であったんですが、予算書のところでは4万立米と言われたんですけど、これはなぜ違うのかな。説明のときに、3,800立米の増というふうに概要説明のところではおっしゃっていたんですが、予算書のほうへ行くと4万立米という説明だったんですが、なぜ2,000も差が出てくるのかなと。

○建設課長(黒田良人君) 少し説明が、数字が間違えていたかもしれませんが、今の3,800じゃなくて3万8,000。

○委員(伊藤好博君) 3万8,000か。

○建設課長(黒田良人君) それにつきましては、水道の使用料、各家庭の方が使われるのが3万8,000、県から購入するのが4万。その間というのはどうしても水は多少隙間から漏れてしまいますので、その部分を加味したものでございます。

○委員(伊藤好博君) そのぐらい差があるの。

○建設課長(黒田良人君) はい。

○委員(伊藤好博君) 分かりました。

○委員長(三輪一雅君) ほかに御質疑ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(三輪一雅君) 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第24号、木曾岬町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長(小島裕紹君) それでは、議案第24号をお願いいたします。

木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段の提案理由でございます。

人事院規則の一部改正によりまして、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等の措置がなされたため、木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものである。木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由であるというものでございます。

ページおめくりいただきますと条例の本文がございまして、さらにおめくりいただきますと、新旧対照表を添付させていただいておりますので、こちらのほうで御確認ください。

本改正による育児休業等の取得要件の緩和につきまして具体的に申し上げますと、これまでは非常勤職員の方が育児休業や介護休暇などを取得しようとした場合に、引き続き在職した期間が1年以上という要件がございました。この要件が廃止をされると。それとともに育児休業を取得しやすい勤務環境を整備すると、そういった措置を行うということが示されましたので、そのことを条例改正で行っているものでございます。

したがって、第2条の第3号及び第19条第2号、この2つから、特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員、こういった要件を削除いたしまして、これを削除することに伴う条文の繰上げや文言の構成の変更を行っているものでございます。

下の3分の3ページと書いてあるところでございますが、こちらに第23条、この第23条では、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備といたしまして、妊娠、出産等を申出た職員に対する育児休業制度等の周知及び取得の意向を確認するための措置について、面談などを行わなければならないということを規定いたしまして、続く、第24条では、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置につきまして、研修の実施や相談体制の整備などの措置を講じなければならないという規定をそれぞれ追加しているものでございます。

ページを条例本文に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は令和4年4月1日から施行するというものでございます。

以上、木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三輪一雅君） 事務局の説明が終わりました。

御質疑ある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

これまで個別に審査し、質疑をいただいて進めてきましたが、最後に、これまで議題としました全ての議案について、再度御質疑がございましたら御発言願います。

○委員（伊藤好博君） 道路橋梁費のところなんですけど、ページの135のところの工事請負費で、説明書のほうとこっちと数字が合わんのだけど、舗装修繕工事を全部足すと3,622万8,000円というのは、どれとどれを足したらその金額になる。新しいほうで説明してもらったんだけど、それと合わないんだけど。

○建設課長（黒田良人君） 今回記載できる項目が11行しかないもので、代表的なものだけをピックアップしております。舗装修繕費につきましては、通常のこれ以外のいろんな町道の通常修繕費として毎年500万であったりとかいろいろ計上しておるんですけど、そういった部分を今回主立ったものということで抜いて書いてありますので、それらを加えると予算書のとおりになるという形になります。

○委員長（三輪一雅君） 事業説明に関しては11桁しか書けないということで、それ以上はここに記載できないという当初のルールで行っていますので、致し方ないのかなと思います。多分、足すと足らないよね。

○委員（伊藤好博君） 足すと、足らないんだわな。

○委員長（三輪一雅君） だから、本当は実際にたくさんあるんだ。

○委員（伊藤好博君） それはたくさんあるんだけど、大体説明書のほうと予算書のほうと違うというのは、私たちは理解しにくいんだけど、やっぱり説明書とちゃんと合わせておいてもらわんと。

○委員長（三輪一雅君） 要求額は多分あっておると思いますよ。

○総務政策課長（小島裕紹君） 歳出の内訳に関しましては、事業別明細の中段のところの歳出内訳というところの数字は予算書と合っておりまして、例えば工事請負費ですと4,310万3,000円という金額、これは予算書とイコールになっているはずなんですけど、これを分解するのに11項目以上になってしまった場合は、申し訳ないけど、削れてしまうというような。今の表の構成がそうになっておりますので、なかなか、ここは変更ができないところであるので申し訳ないんですが。

○委員（伊藤好博君） 今回、特に説明書と違うものやで、両方見ておって数値が合っていないと、どうしてかなという、ほかの課でもあるんだけど。やっぱり理解しにくいところが出てくるなと思うんです。

○委員長（三輪一雅君） じゃ、ここで暫時休憩とします。

午後 2時35分休憩

午後 2時39分再開

○委員長（三輪一雅君） では、休憩を解き、委員会に戻します。

先ほど伊藤好博委員のほうから、事業説明の中の予算と予算書のほうの事業別の明細が合っていないじゃないかということで御質疑ございましたけれども、事業説明のほうでは

もともと11行しか書くことができないという制限がある中で、どうしても見えてこない部分があるということがございます。

これに関してはむしろ、そこで予算の整合性がとれないときには、じゃ、逆に何がそこには含まれているのかというような質問をしていただくことで対応はできるのかなというふうに思いますので、そんな形で今後進めていきたいというふうに思います。

ほかに御質疑ございませんでしょうか。

○委員（伊藤好博君） 先ほど最終の水道会計だけど、ここのところ何年かずーっと赤で全部営業されておるんだけど、ここのところで下水との兼ね合いもあってそういう決算にもなってきたおるんだけど、金はあるのでいいんだけど、ここのところはいつまでそういう考え方でおるのか。預金がある分だけある程度のところまで皆で還元するためにもそうやって運営していくのか、そういう考え方はお持ちなのか、その考え方を聞きたいんですが。

○建設課長（黒田良人君） 今、御質問のあるとおり、水道会計につきましては、しばらく赤が続いていたというところがございます。昨年度、実はプラスで、今年度はまた赤になっているんですけど、今年度の赤になった原因というのが、今回新たに耐震診断とか、そういった新たなものを加えることになったので、その分がちょうど赤になってしまっていると。なので、通常の管理の状態であれば大体プラマイゼロというのが今の現状でございます。

今後、そういった耐震診断の後には当然設計とか工事になってきますが、これらにつきましては補助制度もありますので、なるべく費用に負担をかけないような方法というのは考えていく必要があると。

あとは、収支とのバランスになってきますけど、今後、干拓地がどんどん開けてきますので、その給水の状況を見てバランスを考えていく必要があるのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（伊藤好博君） ありがとうございます。

○委員長（三輪一雅君） ほかに御質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 質疑を終結したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

○総務政策課長（小島裕紹君） 先ほどクラウンの走行距離の件で、少し数字が分かりましたので御報告だけさせていただきますと、クラウンは平成10年の登録で、今現在17万1,264キロの走行距離になっています。町長が就任されたときに約8万キロ弱だったということですので、町長になってから9万キロ少し乗っている、年間でいくと7,0

00から8,000ぐらいの間での走行があるということですので、御報告だけさせていただきます。

○委員長（三輪一雅君） では、異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後 2時44分休憩

午後 3時 0分再開

○委員長（三輪一雅君） 休憩を解き、委員会に戻します。

質疑も出尽くしたと思いますので、これより討論、採決に入ります。

それでは、議案第2号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第8号）についての所管部分で討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第2号の所管部分に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員でございます。よって、議案第2号の所管部分は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第6号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第6号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第7号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第7号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員でございます。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第8号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第8号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第9号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第9号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員でございます。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第10号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第10号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第11号、木曾岬町押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第11号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第12号、木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論はないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第12号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第13号、木曾岬町自主運行バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第13号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第14号、木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第14号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第16号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分に討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第16号の所管部分に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第16号の所管部分は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第20号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第20号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第21号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第21号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第22号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第22号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第23号、令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第23号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第24号、木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第24号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三輪一雅君） 挙手全員です。よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここでお諮りいたします。

本会議で当委員会での議論並びに決定事項に係る委員会報告書の作成並びに委員会報告を、私、委員長に一任していただくことで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） ありがとうございます。異議なしの声がございましたので、私が委員会報告書の作成並びに委員会報告をさせていただきます。

これで、本委員会に付託されました13議案の審査を終わらせていただきます。

次に、その他の項に移ります。

本委員会の所管事項等で何かございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三輪一雅君） 御発言もないようですので、これにて本日の議事日程は全て終了いたします。

これをもって、本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。

午後 3時 9分閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

総務建設常任委員会

委員長 三輪 一雅

署名委員 伊藤 好博

署名委員 後藤 紀子
